

第五十一回国会 通信委員会 議 録 第十六号

昭和四十一年三月三十日(水曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 砂原 格君

理事 秋田 大助君

理事 佐藤洋之助君

理事 栗原 俊夫君

理事 森本 靖君

綾部健太郎君

木部 佳昭君

志賀健次郎君

星島 二郎君

南 好雄君

安宅 常彦君

大出 俊君

中井徳次郎君

前田榮之助君

佐々木良作君

出席國務大臣

郵政大臣 郡 祐一君

出席政府委員

郵政事務次官 亀岡 高夫君

(郵政事務官) 鶴岡 寛君

(郵政事務官) 山本 博君

(郵政事務官) 長田 裕二君

(郵政事務官) 稲増 久義君

(郵政事務官) 武田 功君

(郵政事務官) 曾山 克巳君

(郵政事務官) 浅野 賢澄君

(郵政事務官) 水田 誠君

委員外の出席者

専門員 水田 誠君

三月三十日

委員徳安實藏君及び片島港君辞任につき、その補欠として村上勇君及び大出俊君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員村上勇君及び大出俊君辞任につき、その補欠として徳安實藏君及び卜部政巳君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員卜部政巳君辞任につき、その補欠として片島港君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出第三一号)

○砂原委員長 これより会議を開きます。

郵便法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑を続行いたします。原茂君。

○原(茂)委員 原則として、時間もあまりないようですから、私がお願いたしましたら大臣の御答弁をお願いしますが、あとは大臣にとお願いしたい問題、局長なり当局から御答弁をお願いしたいと思ひます。恐縮ですが、改正法の逐条でいろいろとお伺いしたいと思ひますので、それによってお答えをお願いしたいと思います。

十八ページの小包郵便物のちようど中ごろのところに、「郵政大臣は、取扱上支障がないと認めるときは、必要な取扱条件を定め、容積において第一項の長さ、幅及び厚さの各々二倍を、重量において二十キログラムを超えない小包郵便物を取り扱うことができる。」という重量の問題なんです

すが、重量というのをはかるのに、出そうとする本人が局の窓口へ行ったときに、本人がはかれるようにすべきだと思うのですが、いまなっておりますかどうか、おそらく一々窓口にいる係員にはかかってもらっているのではないかと、これは実は非常に不便なので、行ったお客さんのほうが自分ではかかれるような、そういうふうになつていくことのほうがサービスという点では非常に便利なんです。しかし、そうなつていくかどうか私知りませんが、昔局へ行つたときにそういう経験がある。その点いまでもなつていくのか、なつていないとするならすべきだと思ひます。

○長田政府委員 仰せのように、小包を出されました際に、取り扱ひの職員がはかりまして、その料金を差し出し人に告げるといふ形をとつていて、そのほうがベター、より望ましいことは仰せのとおりでございます。いまそのように双方から見えるようなはかりといふものを配備することができるとか、あるいはまた局の利用者の人たちのたむろしているところにそういうものを置くかどうか、そこらの点につきましては関係部局とよく相談してみたいと思ひます。

○原(茂)委員 およそ、この改正案を見ても、郵政の關係の法律は全部一方向的に昔のお役人さん方式で、国民に対してはサービスを主体にした考え方が近ごろ出ておるようですが、まだ姿勢としては、こういうふうにきめた、法律はこうなつておるのだ、だからそれに合わせてくださいというふうな局のほうに合わせさせる、そういう思想が流れておるわけです。この点をやはり基本的に変えなければいけないという感じがするわけです。そういう点からは、いまの御答弁で検討されるそうですが、そのほうができればいいのだと

お考えになつておるように聞かれましたが、局長の考えでその必要はないとは言つていない、たぶんそのほうがいいのではないかと感じのようになつておる感じが、いいというなら、相談をした結果やるといふことに解釈してよろしうございませうか。

○長田政府委員 結局置き場所の問題もございまして、また窓口で備へるべき器材をどういふ順序で用意していくかといふようなこともございまして、それらとあわせて関係の部局と検討いたしたいと存じます。

○原(茂)委員 もう一度くだいようですが、あとで実施したかどうかといふ検討の結果は御報告をいただくようお願いいたします。

それから二つ目に、十九条の半ばに「貴重品を郵便物として差し出すときは」といふ貴重品という項目があるのですが、貴重品といふのを、われわれ一般国民の側からいって何が貴重品だといふことはわからないのですが、何かで国民に周知されておるものか、するつもりがあるかどうか。およそ、あとでこれは大臣にお伺いしようと思つていたことなんです、ついでにここで大臣の御答弁をお伺いしたい。この改正案が通つたといひますと、やはり郵政の側あるいは局の方々はこの内容をよく知つておるわけなんです、ところが国民はそんなことかまひいことは実は知つていないわけです。それで新聞や何かこういう法律によつてこう改正になつたのだといふことが出ましても見ておられませんから、したがって国民の側からいいますと、窓口に行きまして、あら料金が上がったのかとか、あるいはこういふふうな手続が変わつたのかといふことを知つて、人によつてはまたうちへ帰つてやり直して封筒を書き直してくるというふうなことで、この種の改正のあつたつど非常な迷惑が当分の間かかるわけ

す。したがって、郵政当局としても、国民に対して十分にこの法律がきまつた瞬間からPRをする義務があるだろうと思うのです。現在PRをするという、新聞に公告などを出されてももう習慣で新聞じゃ見ませんから、おそらくテレビが一番わかりやすいんじゃないかと思うのです。郵便料金、全体の改正の内容を、まあNHKはもちろんでしょうが、民放まで使って金をかけて徹底的なPRをしてやるのが非常に大衆に対するサービスということになるのですが、そのことをやるべきだと私は思うのです。法律のできた直後にすぐやろうというお考えがあるかどうか。予算措置の問題があるのでしょうか。予算措置も予備費その他で何とかならないとか、これはそこまできめて具体的な大臣の見解をお伺いしたい。で、局長からは、いま言った貴重品の内容というものが一体周知徹底しているものかわれわれにはわかりませんが、わかつているものなのかどうかということをつつ……。

○郡国務大臣 周知の方法を講じなければいけないことは仰せのとおりでございます。私自身もこの法律の改正を立案いたしました当時、私も定形、非定形というものはわかつていて便利かつもって使っておりまけれども、国民の皆さんには定形、非定形ということばはまことになじみのないことば、いわんやそれがどういふ方法でどういふ厚さということに至っては全くおわかりにならない。また郵便局自身が窓口でほんとうに親切にそれをお教える能力がはたしてあるであろうかどうか、そういう点まで心配されます。それで自分のところの郵便局で扱う仕事でございまして、郵便局の窓口でのあらゆる指示でありますとか、御親切な教え方、これはもちろんでございますけれども、そのほかにもいま御指摘のありましたテレビの活用というものは非常に有効だと思うのです。それで周知のために、ことに民放に対する予算等は見込んでおります。それからNHKあたりは進んで協力するからということを言ってくれております。それから各新聞もなるべ

く記事の形で周知してもらから、だからいい材料をよこせという親切なお申し出も受けております。それでこうした方法は十分講じなければいけないと思ひますし、それからチラシ等も、チラシでどの程度までいくかと思ひますけれども、チラシを使いますこと。それから私郵政省に入つてみまして、かなり多くいろいろな機関紙を持っております。あそこですぐれた方と申しますか、興味のある方の対談の形とか、必ずしも宣伝という形でなく、国民の皆さんに喜んでいただけるような形であらゆるものをこのPRに使うように、ここにいまお話のございました放送について、スポーツなどでも誤解のありそうな点は絶えず出していくというように、周知の方法をいま考へております。これも適当な機会にさっそく実行に移してまいりたいと思ひます。

○原(茂)委員 次に十九条の二ですか、「天災その他非常の災害があつた場合において、必要がある」と認めるときは」というのですが、これは災害があつたときにそのつど大臣が必要を認めたとときという意味でしょうか。それともいまからもう恒常的に、災害なんというものはおおよそ種類がわかつていて、いままで経験したことのないような災害というものはあまり予想できないわけですから、おそろく過去の経験に徴して災害のあつたときという災害でしようから、言うならばもうそのつどそのつど何かを認めるというのじゃなくて、原則は恒常的な、災害時におけるこの種のものに對してはこうするということをきめるべきだと思ひます。この条文からいいますと、災害が起きたときに何かそのつど必要を認定するように見えるわけですが、たぶんそうだろうと思ひますが、災害は非常に急速に手当てをする必要があるし、いろいろな手を打つ必要があるわけですから、そのつどではいけないので、恒常災害対策の精神から一定の基準をきめて、はっきりと、こういう災害、この種の災害があつたときには、あるいは過去のこの事例のこういうような状態のときにはこういうふうな措置を講ずるということを、やはり

もう少し常時きめておく必要があると思ひますが、どうでしょう。

○長田政府委員 十九条の関係で先ほど御質問の「貴重品、宝石その他の貴重品」とは何かという点につきましては、これはただいまのところ真珠及びその製品の大部分でございまして、それから十九条の二の郵便書等の無償交付をどういう場合にやるか、事前に何か基準のようなものをつくつていくかという仰せでございますが、これはこの条文に基きまして「災害地の被災者に対する郵便書等の無償交付に関する省令」をちやうどそこにも書いてありますこれは大蔵大臣と協議いたしましたのでつくりました省令がございまして、家を失つたりして応急の施設に收容されていくような被災者、これは災害救助法の適用があつた地域の応急施設に收容されている被災者ですが、その人たちは郵便局長から従来簡易でがみ一枚、葉書五枚の範囲内で支給することにきめております。

○原(茂)委員 ですからその災害があつたときにその措置を一々きめるのか、もう災害があつたら自動的にそういうことが実施されるようになっていくのか。

○長田政府委員 災害救助法の発動とともに現地の郵便局長が応急施設に收容されている者にやれるようになっております。

○原(茂)委員 自動的にですね。わかりました。そうあるべきだと思ひるので、じゃその点はいいいわけですが、十九条の三、料金の免除という点でございまして、「これは地方公共団体又は日本赤十字社」以外の団体、たとえば学校でございまして、あるいは養老院とかその他、とにかく身体不自由の団体が直接受ける場合に、この地方公共団体と日本赤十字社とは適用がされないというふうな解釈では、少し狭過ぎるのじゃないかと思ひます。この点少し納得できないのです。

○長田政府委員 社会福祉法人に收容されております方々についてもかなり似ている事情もあると思ひますが、災害の場合には従来普通に暮らしておりました人たちが突如として全くの無一物になるということなどもございしますので、その点で少しく事情も変わつていゝと思ひます。国鉄等の例なども参考にいたしまして、当面この条文の発動は災害救助法の適用を受ける地域に限定したいと思ひておるわけでありまして、

○原(茂)委員 その地域における地方公共団体と日本赤十字社のだけが特別の扱いを受けるようになっていくわけですか。それを学校とかその他社会福祉関係への団体等に送られるものも適用を受けるように幅を広げるべきだと思ひますがどうかという意味です。

○長田政府委員 そういう社会福祉法人、学校等特別の部分に對してやるというのにも相当意味があるかと思ひますが、災害の場合にはそこに住んでおります人たちがひとしく裸になつてしまふというふうな状態でもございしますので、その地域を總体的に見ております。いわば災害救助の対策本部的な性格を持ちます市町村とかあるいは日本赤十字とかいうものに配りまして、そういう対策本部的な性格を持つておられますところが、それぞれの事情に應じてそれを配分するといふほうが妥当ではないかというふうな考へるわけでございます。

○原(茂)委員 災害の現地に何回もわれわれ率先行つていろいろやるわけですか。そのときに現地を見ますと、災害対策本部というの役場ですとか、確かにこゝで言う公共団体で、必ず一カ所にあるわけですか。ところがいなかの村に行きますと、そこらまたあの災害地に持つていくのです、そういう規定があるものですか。そうでなくて、もうはつきり分所とは言つていませんが、学校にも一ぱい收容されているわけですか。そういうときにはたいがいそうなんです。あるいはその他の何かの公共に準ずるような団体がありますと、そこにも收容されている。それを一々対策本部といわれる公共団体に一ぺん来まして、そこから災害救助の作業に当たつていゝ人間が何十人も手分けをしてまた持つていゝっているのです。そ

んなことをするくらいなら、災害の地域に指定をされた場所における受け取り人が日赤または地方公共団体だけが無料扱いというのをもうちょっと幅を広げて、その地域における避難民の集まっている学校その他が先になった場合でも無料扱いをするようにすることのほうが実情に合っているし、現地は非常に手が省けてありがたいことなのです。だからそういうふうに広げるべきだというのが私の考えなのです。もう一ぺん考え方を聞かしてくださいます。

○長田政府委員 実は被災地の個人にあてての小包なども相当出るわけですが、個人から被災地の個人にあてますのも無料ですることにはちょっと考えておりません。一般的にその地域の救護活動をし、かつ救護活動が義務づけられておりますところ、一番責任も権威もあるところに無償で送らせることにいたしました。そこから法律上の義務に基づいて活動しておる、その活動の一環として配分をしてもらうというほうが好ましいのではないかと。非常に広げますれば、災害地に住んでおられます被災者個人にあてたものでもやるべしということも十分考え得るわけですが、そこまですることは、いろいろな場合との対比等におきまして、まだ私も少し範囲が広まり過ぎるような感じもいたしまして、大体国鉄その他の例にならしまして、ただいま申し上げましたような措置にとどめたわけでございます。

○原(茂)委員 現行の制度はよくわかっていますし、たいへんだからそういうことになっているのだと思うのですが、かといって個人まで一挙に拡大したというふうには私は申し上げておるわけではない。災害救助の事態の突発した一週間くらいの間はたいへんです。一週間から十日あるいは十五日過ぎますと、いよいよ復旧にかかり始める。実際は村の手をあげてその仕事にかかるのです。その時分になってきましてもおかつ災害対策本部へ来ておる。そこから持ってくるので、だから学校に集まっている者はもうきまっています。

いるのです。復興できるまではここで生活するという場所が三つか四つ必ずできるわけです。その場所くらいは、届け出があれば直接扱いができるようにすべきだと私は思うのですが、いまここできめられないでしようからいいのですが、個人にまで広げるとは言いませんが、検討しておかれまして、一歩前進して現地に合わせて、なるべく近い将来に、こんな公共団体とか日赤という小さな幅でなくて、現実復興作業が始まりかかる地域では、もうちゃんと被災民が二、三カ所にグループでもついているところがあるわけです。そのところに対しては、届け出があったら、やはり公共団体、日赤に準じて、そこあての小包も無料で扱うとかいうように幅を広げるような配慮をなるべく近い将来にすべきだと私は思うので、これは検討をお願いしたい。他省との関係もあるからできないかもしれないが、しかし親切という点からいって、現地の実情に合わせますと、かえって足手まといになるのです。大量にそこへ持ってきたら、そこからみんな復興にかかっている人が配るんですよ。そういうことをさせないために、二、三カ所くらい分散してもうきましているところは、届け出があったら、無料郵便物扱いのあて先にできるようにするほうで、私は現地の実情に合っているし、郵政の親切心が出るんじゃないか、そういうことですからあとで御検討願います。

検討したやつはあとでまた聞かしていただく機会をつくってくださいね。この委員会というのはおもしろいもので、検討いたします、いいと思うから考えてみます、それっぽくして全然応答なし、一方通行ですよ。ここで私が何か言っても、言ったのが一方通行なら何にもならないわけですから、親切心を起こして委員会、正式な質問などの機会でもなくとも、こうしたよというような親切な回答があると、なるほどという気になりますよ。あと文句を言いたいときだって言いたくなくなりますよ、人間ですから……。そこそこをうまく、ひとつ一方通行にしないようにお願いします。

ておきたい。

それから次のページの十九条の四、ここに「郵便切手と交換する」とうたっているのですが、書簡などをなぜ郵便切手と交換するんでしょう。これがちょっとわからないのです。

○長田政府委員 ちょうどその持ってこられましては、書きあけるのは郵便書簡等に対応するものがない場合でございますが、具体的な例として、年賀はがきの書き損じを持ってきた場合に、売り切れてない、そういうような場合に切手と交換するということになるわけがあります。

○原(茂)委員 ないときには一方的に当局のほうで切手に交換してしまうのか、それとも本人が同じものができるとまで待って一ぺん来ると言ったら、それと交換するのですか。

○長田政府委員 取り寄せることができて、御本人が希望しておりますれば、もちろんそのように取り計らうつもりであります。

○原(茂)委員 それから一番末尾の手数料の問題ですが、この手数料の計算の基礎というのはいくつものところから出てくるのですか。

○長田政府委員 はがき等の製造原価、それから第一線の郵便局までの運送費、それから窓口の売りさばき関係の経費、そういうようなものを考慮してきめておるわけがあります。

○原(茂)委員 たとえばいまの切手ですが、郵便書簡を書き損じて持ってきた、その代替品がない、切手でもらってきたときの手数料も同じですか。

○長田政府委員 実は今回交換の対象にしておりますのははがきと郵便書簡だけについて考えておりまして、切手は同じものがいない場合に差し上げるとしては考慮しておりますが、交換主体としては考えておりません。

○原(茂)委員 そうすると、郵便はがきなり郵便書簡を書き損じて持ってきたときに、代替すべきものがないから切手でかんべんしてくれということには、手数料は一切とらないということですね。

○長田政府委員 そういうことではございませんので、はがきなり郵便書簡なりを買いましたものが、それを汚損、棄損した、それでその同じ価値のものをこちらから交換いたしますのに対して、ただ手数料でございますので、切手を差し上げました場合にも、もちろん相手に御承認をいただいてからでございますが、切手と交換いたします場合に手数料はいただくということになっております。

○原(茂)委員 そうすると、いま前に局長が答えた紙代だ印刷代だというものを原価として手数料をもちろんだという、切手の紙代と印刷料というのと、はがきの紙代と印刷料が違ってくるから、二種類の手数料があるということですか。

○長田政府委員 もとのはがきなり郵便書簡なりを使えなくなったということに対して上げますので、経費もそのほうの経費を算出したしまして、手数料をきめるということにいたしております。

○原(茂)委員 こんな小さいことどうでもいいような問題ですが、交換をするその手数料という意味には、こっかが書き損じましたと持ってきたものの原価計算だけをして、代替品でこちらからよこすやつの原価計算は入っていないといういまの答弁は、手数料というものを考えたときに少し成り立たないのじゃないかと思えますから、それはもうちょっと検討する必要があるように私は思いますよ。こっかが書き損じましたはがきならはがきを持っていくと、その書き損じましたものの原価によって手数料を算出するというその御答弁は少しおかしいので、その場合に、その代替品としてのはがきをよこしたときと、切手をよこしたときと、その向こうからよこしたもののだけは全然手数料という原価計算の中に入れないのだというのは、少しロジックが合っていない、そう思いますから、これはひとつ検討してみたほうがいいんじゃないでしょうか。

○森本委員 ちょっと関連して。この第十九条の四については省令にゆだねた点

が非常に多いわけでありまして、それで今回の郵便法の改正についてはかなり重要な点で省令にゆだねた点が多いわけでありまして、その省令の内容については当委員会にひとつ明らかにしていただきたい。それが明らかにならないと、これはここで審議いたしましても、実際重要な点が省令にゆだねられているわけでありまして、そういう点でひとつその新しい改正による省令の内容というものは資料として早急に当委員会に御提出を願いたい、こう思うわけでありまして、よろしくございませうか。

○長田政府委員 重要な項目につきまして省令に記載すべき内容を委員会に資料として差し上げることにいたしました。

○森本委員 そういたしますと、第十九条の四の省令等についても直ちに提出できますか。

○長田政府委員 大体ここでははがき一枚について二円くらいを予想しておりますが、ほかのものと合わせましてなるべく早い機会に提出いたします。

○森本委員 なるべく早い機会にと言いますが、これはこの委員会においてこの法案を審議してあるときに早急に提出してもらわぬとこの審議に影響いたしますので、この審議の途中において、とにかくあしたにでも早急にこの省令の内容を出していただきたい。そうでないと、この肝心のところが、一体それじゃこれはあるいは郵便書簡の書き損じについてはどこへ持っていくのか、あるいは手数料はどうか、何枚でかえてくれるのか、あるいは手数料はどうか、あるいはまた年賀はがきはどうか、あるいは、こういう疑問が国民に出てきた場合において、国会でそれが明らかでないという問題になりますので、こういう重要な省令の内容についてはこの審議の途中において早急に委員会に出してもらいたい。本来ならば、もう審議する前に私どもはこういう腹案を持っております。こう言ってお出しなればならぬけれども、あなたのはうはなかなか出しませんので、出さぬか、こういうことであります。

○長田政府委員 早急に提出いたします。

○原(茂)委員 そこではいまの書き損じの問題ですが、一枚書き損じても交換するのにかというような問題はこれから省令で何かきめるのじやないか、前回の委員会にときにどなたか質問したのを聞いたら、枚数が少ないと交換をしないというやりとりを聞いたような気がするのですが、枚数制限があるかどうかもお答えいただきたい。

それから、同じ手数料を取るにしても、十枚でもって交換してやるという手数料と一冊費だであるのですから、手数料の中には、百枚一ぺんに持ってきたときと、千枚一ぺんに書き損じて持ってきたときというふうな枚数による手数料の軽重があつてしまふべきだと思ふのです。したがって、一枚でも二枚でも交換するかどうかが一つ。それから十枚、百枚、五百枚というふうな書き損じの量が非常に大量になったときには、手数料といつたて人件費の分においては非常に制限されますから、手数料がそこで変わってきていいのじやないかと思ふのですが、段階的に考えているかどうか。この二つをお答えいただきたい。

○長田政府委員 最小限の数のきめ方、それをきめるかどうかの問題でございますが、この交換は郵便局の窓口でやりますとはかの業務と非常に錯綜いたしますし、また内部の取り扱い上も系統としては会計課の系統の仕事になりますので、会計課のほうでこの交換の仕事はやらせてもらおうというふうな考えでおりますが、その際、一枚、二枚でたびたび持ってきてもらいたくありません、これはこちら側のあれでたいへん恐縮ですが、非常に事務の面でもほかのほうに支障を来たしたりするということも考えられますので、一応私どもは二十枚程度以上ということにしようというふうに考えております。

それから非常に数が多くなった場合には一枚当たりの手数料を割り引くかどうかということでございますが、ここでいいたく手数料は主として製造から配給、売りさばきまでのものを積算いたしまして考えておりますので、数が非常に多くなりました場合に特に割り引くというようなことは考

えておりません。実は、何枚なら幾ら、何枚なら幾らということになりまして、内部のほうの会計処理の面でもいろいろ問題もございまして、かたがた先ほど申し上げましたような積み上げ方式ということもございまして、そういうことにいたしております。

○原(茂)委員 そうしますと、なるほど実施上段階的に割り引くといふ問題が起きるかも知れませんね。ただ手数料といふことが出てきまして、その手数料の中にはいやくもその業務を扱う人間の人員費が当然入ってこなければいけないわけですから、その面から言ふなら、二十枚持ってきたときと二十枚持ってきたときでは、一ぺん交換の手続をやりますと、二十枚ずつ百人来られた日にはたいへんなことですよ。ですから手数料といふことばにひかかるのですが、手数料なら人員費といふものが加算されてこなければいけない、計算の中に入ってくるべきだといふふうに思ふます。そういう意味では何か段階的に割引があつていいのじやないかという気がするわけですから、これもひとつ検討してみたらどうでしょう。

それから二十枚で制限しようと思つていふことは、これは絶対反対です。

それからもう一つ、会計の窓口といつてもどこか知りませんが、一般の郵便局で取りかえないくらいなら、これは実際には、書き損じを交換してやりましますといふのも国民の大半とは無縁のものです。われわれなんかわりあいに書き損じといふのはないし、あつたつてうまくござますことを知つていまして、ところが二十枚以下、一枚、二枚の書き損じをやるといふような人はめつたに書きつけない。こういう通信物は、一年に二十枚か三十枚しかやらない人のほうが書き損じが実に多いのです。それが国民の大半です。これは量は少ないかも知れませんが、会社で買つとか、あるいはわれわれの選挙区へやろうとかといつて大量に買つやうな量は多い。しかしながら、全体の郵政のはがきの数の上から言つと量は少ないかも知れないが、

い、国民というものを対象に考えたときには、国民大多数に影響のある問題であるから、一枚でも二枚でも書き損じをかえてやるといつたときに初めて、なるほど郵政省もよくやってくれたという感じが出てくると思ふ。それを二十枚で制限すると、私はどうも国民大多数がよからうというところにはならない、有名無実になるという心配を一つ持ちます。同時に、どの郵便局でもかえてくれないなどというのでは不都合千万だと思ふのです。これはどういふことが基準か、理由はあるだろうと思ふのですが、もし、第一回だからこれでやってみて、大衆の声として不便だといふ声があつたら、だんだんに一般の郵便局でもやるようにしてやるのだという気持ちでもあつて、これを、いま最初だから試みにやってみようといふならそれともわかりません。われわれの言う理想的なものに一ぺんにいけなないうことを言つてもこれは無理かも知れませんが、ただせめて段階的なんだ、一度これでやってみよう、現実をやつてみた結果、いま私の言うように一枚からやらなければいけない、国民の声が非常に起きてきた、あるいはどの郵便局でも取りかえないければ国民に対するサービスにならぬといふことがわかつたら、次の段階では考えたいと思ふんだという試みの第一歩をこれだといふ説明なら、これ以上固執する必要はないのですけれども、ずっとこれでいくつもりだ、これが一番いいんだとおっしゃると、こんなばかんなことないじやないかといふようなことをどうしても言わざるを得ないわけですね、この問題は、それをちょっと……

○長田政府委員 私が会計課といふことを先ほど用いましたために御質問いただいたわけでございますが、会計の事務の系統、そういうふうな意味で申し上げたわけでございますので、その点は……

なお扱います郵便局は、大体集配特定局までおろしたいと思つております。集配特定局まで広げますと、あまり遠く歩かなくても大体目的は達せられるかと考えております。

なお、枚数につきましても、お説も非常にこともっともかと存じますが、他方郵便局側の手数等も考えますと、これは手数の多寡はひいては料金の問題とも若干関係してまいることにもなりますので、二十枚程度にしばりますことが、国民の側から見てできるだけ少ない枚数まで交換したほうがよいということ、それから内部のいろいろ手数あるいは経費等の関係との調和点のような感じがいたしまして、さようなことでまいりたいというふうな考えでおるわけでございます。

○原(茂)委員 この問題は、いま当局のそういう考えでおやりになるのでしょうか、もしそういう実施がされた場合でも、あとで一応国民の声ももうちょっと聞いてみて、だんだんには拡大していくということにできれば無集配局にもやっていくんだという思想を持って将来にわたっては検討するほうがいいのじゃないかと私は思います。いまはいきなり無集配局までやるんだというわけにいかないなら、将来必要があれば、大衆の声がそこにあるなら、拡大をしていくことを考える、検討はするということにやはりしておくべきだと思いますから、そのつもりでこれも検討していただきたいと思ひます。

それから郵便簡の二、三、その次第一種郵便物ですか、一、その表面及び裏面が長方形で、大きさは、長さ十四センチメートルから二十三・五センチメートル、寸法が出てますね。この寸法あるいは厚さなんかは省令で定めるのだそうですが、現行とどうなのですか。大きくなるのですか、小さくなるのですか。

○長田政府委員 ただいまの御指摘の第二十一条の第二項は定形郵便物の規定でございます、実は郵便物の最大限、最小限をきめました規定はその前の十七条でございます。第二十一条の定形郵便物の規定は、従来こういうのがございせんませんでしたので、従来との比較はちょっといたしかねますが、この形のものが国際的にも一番扱いやすいということになりました、一昨年の第十五回万国郵便会議におきまして圧倒的多数でこういう形

を採用してこういう決議もされましたので、また日本の業務の取り扱いから見てもちょうど手ごろだということからこういう形をきめてまいろうと思つたわけでございます。ただいま御指摘のところの最大、最小は、最大がこの大きさ、最小がこの大きさでございます。この範囲内のものを定形郵便物にきめようということでございます。

○原(茂)委員 料金を上げながらこの点は私はサービスの低下だと思ふのです。いままで私たちは紙の使い古しを、送ろうとするものに合わせましてかつては封筒をつくりまして、のりで張って出すことができたんですよ。その点非常に便利だった。国際的に何か会議できまったそうですが、そんなことは何も不便なほうにきめる必要はないので、われわれの側からいいますと、非常に便利だったのです。普通の大きさより幅の広いものをのりをつけて送りたいと思つたらこれに合わせることができない。かまわれないことはないが、デパートの紙を持ってきて合わせて封筒を張り書いて出すことができたのです。今度これができると、おそらく寸法がきまったのですから、これは局で発見しますとコンマ五センチなんというところまで出ておりますけれども、たとえばいたずらに二十三・五というのを二十四に今度私はやってみますが、ところが知らずにきつとやっちゃうのじゃないかと思ふのです。発見されたら返されるだらうというふうな寸法が出ることは、いままでの習慣からいって実に重要な点です。日本の郵便物を扱う上での国際的な特徴だったとすら思つてゐるわけです。非常にサービスをしてゐる、われわれの側からいってそう思つてゐた。今度これができまして、この寸法よりちょっとでも大きいものは目くじら立てて追つ返されたら、習慣がありませんからたまたまのじゃないです。いままで実はそれがなかったのです。ですから、実は何でもできる——あまりでかいものはやりませんけれども、しかし、この寸法ができるということになると、

料金を値上げしながら極端にサービスを低下させるのと同じ結果になるのではないかと、この意味と、この寸法の書き方、表現のしかたはこれといいかどうか、非常に疑問なんです。たとえば幅九センチとか十二センチメートルまでの郵便物だといふのですが、従来の郵便物を見ますと、この寸法に大体が入つてゐるという見当をおそらくつけたんだらうと思ひます。国際的にもそれでいいのだ、圧倒的多数できまったということも、大體郵便物といへばこのくらいのものだったといふふうな、いままでの実績が、まあまあこれならあまり引つかかるものはないという実績の寸法だろつとは理解しますよ。しかし現実には、そのために出した一回か二回が追ひ返されたり、そのためにどういふことなんですかね、小包郵便物になるかどうか知りませんが、何かされて、料金がよけい取られるとか、どっちにしても郵便料を値上げしながら、この点はきつめてこの改正案のサービス低下の特徴だといふふうに私は思ふのです。だから原則として何点何センチメートルというようになことがもし入れば、「原則として」ということが入つていなければまだ妥協の余地があるのです、要するに、原則です。私が意地悪く二十四センチにこれをしましてポストに入れたつて、郵便局は気がつかないでおそらく配達してくれるだらうと思ふのです。これは配達するほうも違法です、とにかく二十三・五センチと書いてあるのだから。だからこんなきつとしたものではなくて、原則として十四センチメートルから二十三・五センチメートルにしてくれると、一センチというのか一ミリというのか知りませんが、このくらいのが伸びたつてどうでもそう支障を来さないし、配達するのにそう困つたりもしないだらうし、このころのころは表現が、ちょっと簡単に数字を並べましたけれども、きつちきつちやうめんこれを取り上げられたら国民の迷惑は非常に大きいだらうと思ふ。郵便料の値上げをしながら、サービスを低下しているということが言えると思う。原則としてくだらうにすべきだと思ふのです。

が、できないでしようか。

○長田政府委員 ただいまの定形郵便物の規定は、実はこれをこえるものは扱わないということではございせんので、規格外非定形郵便物として料金を少し多くいただくということになるわけでございますが、また利用の状況を見ますと、現在この定形の範囲内に入りますものが一種のうち九八%くらい、それから第五種郵便のうちの七五%くらいでございます。このこえるものが今後どうなつていくかということでございますが、一方では料金の関係でだんだん定型化するだらうと考えておりますが、これはこちら側がそう持つていくことでございまして、他方、封筒の規格化ともこれは関連いたしまして、現在紙製品工業組合のほうで封筒の規格化の作業を進めております。四、五年前は何百種類とありましたが、ほとんど無限と言つてもいい封筒が、一昨年から二一種類、昨年で十七種類になりました、ことしの二月で十五種類くらいに変わつてまいりました。おそらく今後売られます封筒では、もう買います際に帯か何かに、あるいはそれ自体に、これはどういふ大きさのものであるということが表示されることになつてまいらうと思ひます。そういうような意味で、たまたま知らずに出したら、規格外だったということは何ともしも非常に少なくなるのではないかと、いふふうに思ひます。

なお若干こういう形に制限いたしますことで、心理的にも、場合によれば心理的以外にも、国民の利便感を少し制限するということにもなりましようが、今後の郵便の取り扱いとしまして、非常に量のふえてくるものを何とか機械化でもして能力をあげていく、全体のコストを安くして、公共性を發揮していくというふうな観点からしますと、やはり操作しやすいということからする事業の側からの要請というものが、国民の方に協力していただくということが必要でございまして、この点国際的な、先ほども申し上げたようなこともございまして、ぜひお願いしたいとい

うふうに考えております。

○原(茂)委員 実施するのはどちら側から、私にお願ひされたってしょうがない。ただ国民の側から言つと、この点はサービスの低下という印象は免れないという意味から、原則としていつかとばが使えないなら、実施時期を暫定的にいつからやるのか知りませんが、さっきの大臣のお答えになったようなPRを徹底的にやつたあと、一年半とか二年後にこれをやるとかなんとかするような配慮ができるならすべしじゃないかとまだ思つておりますから、これもそういふかないならいふかないでけつこうですが、検討する材料にしておいていただきたい。あまりきつちやうめんこの数字で書いたものをいきなりびしやとやるのは、料金を値上げするのだから、百人のうち一人が迷惑してもいけないと思ひます。したがって一定の暫定期間を置いて、二年後に実施するということになればまあいいのじゃないかと思ひますが、この実施期間をいつからどうするか私知りませんが、そういうことをひとつ検討していただきたい。

それから厚さですが、厚さは何ではかるのですか。厚さというものは前からきまつていたものでしょうか、新しくきめるのかどうか知りませんが、厚さの基準というのは、省令で定めるところですが、時間がたつたらどんなに聞くと、その基準があつたとしても、びしやと押えたときの厚さと、それからこんなような調子でやつたときの厚さといふん違ふのですよ。びしやとやつたらずいぶん薄くなりまふからね。そこまで配慮した基準というのが省令であるのでしようか。

○長田政府委員 実は書状自動押印機とか選別機とか、あるいは将来開発してまいります区分機などを考えますと、事務的には〇・五センチ、五ミリくらいの厚さが好ましいというふうに考えられますし、一昨年十一月に出ました郵政審議会の近代化に関する答申でも〇・五センチくらいというようないふことが明記されておりましたのですが、しかし、なかなかたまたまの仰せのようにはかるこ

ともむずかしいと思ひます。それから内部で移動するものなどもあるというところからしまして、一応めんどとして一センチくらいの厚さのものを考えておりますが、その運用につきましては少し弾力的に考えてまいりたいと思ひます。

○原(茂)委員 そこで、いまの厚さに関してだけは省令で定めるといふながらも、運用でできるという幅を持っております。それならば、この一号全体の寸法に關しては、もう少し幅を持つようないふことが省令で配慮されてしかるべきだと思ひます。この寸法に關しても、前に言つたと同じ思想で考えていただきなから、同時に厚さに関して、特に一センチなんという厚さに規定されてこれではやられますと私はいふん困ることが起こると思ひます。ですから、どうしたらよいかのかわかりませんが、こんなことを厚さを五ミリとか一センチといふことでPRされても、いままでよりうんと窮屈になるだろうという印象だけが残りまふ。しかもこれらを皆さんのほうで、これの厚さでよいとか悪いとか一々はかつてくれと言われたら、言われたほうが困つてしまふと思ひます。ですからこの種のことは、あまりいままでなかつたほうがよいのであつて、あると、私もどもが行つたときに、五百枚も千枚も持つてきまして、厚さが適合するかどうかはかつてくれ、してないものはもつていくからと言われたら、窓口で意地悪くみんなはかつてもつたら、おそらく応接にいとまがなと思ひます。規則としてこの厚さが省令できまり、幅はどうといふことがきちんとして出た以上は、やらなければいけません。それは労働組合に対しても、一つの規定があるのだから守れとおしやる、それはあたりまえだと思ひます。規定ができてしまつた以上はその範囲でやろうといふのがたてまえでしよう。同じようにこれだつて、こういうふうな数字がここに出てしまつて厚さが省令で〇・五センチとか一センチと出てしまつたら、かえつて非常に窮屈になるという感じがしますから、これもひとつ十分省令をおきめ

になるときに配慮をされるべきだと思ひます。こんなことはかえつて窓口の業務を繁雑にするし、国民にはサービス低下の印象を与えるし、実質的に益は何もないと感ぜられるので、それを避けるようないふ省令を何か考へたらよろしいという感じがしますから、それを申し上げておきます。

それから重量が五十グラムをこえないことといふことで、先ほど冒頭に申し上げましたように、この点もやはり窓口に行つた者がいつでもはかれるようなもののがございせんか——こういう規定をするならば、これらは確かにある程度の制限は必要だと思ひます。これはある程度じゃなくて絶対必要なんです。しかし行つたときに、一々すみませんがはかつてくださいと言われないで、人件費を節約する意味から、機械も一台置いて自分ではかかるといふことかできないのか——これは冒頭に局長から答弁があつたからいいのですが、五十グラムといふことがございましておるのですから、さつき言つたサービスの面で自分ではかかるといふにしても、それがこどもも必要だといふ感じがしますから、冒頭の問題と一緒に検討してまいりたいと思ひます。

それから三号で、「省令で定める場合を除き、その外部に、差出人及び受取人の氏名及び住所若しくは居所以外の事項を記載し、又は他の物を添附しないものであること」といふことがはつきり規定されております。いままであつたのかないのか知りませんが、このことも、たとへばあて名以外に、親展とか気付とか侍史とか御机下とか書くこともあつたが、こういう居所以外の事項を記載してはいけないうことは常識上われわれ国民はわかつておるから、こんなことをわざわざ何を好んで書くのかといふ気がするわけですよ。これはあて同僚の質問の先生方が一ぱいおられますから、いろいろまた質問があると思ひますが、これもひとつ十分検討しておいて、あとで質問があつたときに答弁ができるようにしていただきたい。こんなものは書く必要がない、こんなものは書いたほうが損だといふ気がいたします。すべ

きではないと思ひます。これは時間がないですから答弁は要りませんが、あとで考えておいていただきたい。

それから次の四号で、「受取人の氏名及び住所又は居所の全部又は大部分をかなの活字で記載するものにあつては、省令で定める記載上の要件を備えるものであること」といふのですが、いままで何かそういう事例があつて、今回特に何かを変えたのか、新しくこれだけいままでこどもおきめにならうとするのかお聞きしたい。

○長田政府委員 第四号の「かなの活字で記載するもの」についてでございますが、現在考えておりますのは、普通パイカ活字といつてゐるもので、一センチの範囲内に四字入る活字でIBMなどの機械で扱われておりますあ活字を限度にいたしたいと思ひます。かなであつて先などを書かれますと、実は非常に読みにくくて相当能力が下りますので、こういう場合には、ここに省令で規定いたしました内容といひまして、分かち書き——何々県で一字あけて何々町で一字あけていただく、あるいはわきに線を引いていただくようなことをこの省令の内容にいたしたいといふふうに考えております。

なお、三号についての先ほどのお話がございしましたが、外部記載事項等は、親展とかその他の文字はあて名と一体といふふうに考えております。現在省令で外部記載事項の制限を現在の郵便規則でやつておりますが、現在の五種の規定をそのまゝこちらに移しましたわけでございます。こういう規定が要りますのは、封筒に広告文などを書いてたりするものが相当ございまして、それがあまり広くなりまふと、作業上も非常に困る点もありまふ。そういうふうな次第でこういう規定を移したわけでございます。

○原(茂)委員 前号の答弁は要らないと言つておきましたが、お聞かせ願つたのもう一ぺん言つておきますが、それくらいなら、広告文等を記載してはいけないうことのはうがぼくはベターだと思ひます。こういうことをもし規定するな

がきなんです。それをちよつと済みませんが……これは始終書いていますから。これはこんなに要らないのです。ここを切っちゃうのです。これけないのですよ。そうしてこれだけ張るのです。この一番上を切るのです。これは原形を変えたことになるのです。実際には使用できないでしょう。はい、お返しします。

○長田政府委員 実はこの規定を置きました趣意は、取り扱いに支障を来たさないようにということとでございますので、ここらを三角にしてみましょうとか、あるいはこれを二つ折りにするとかそういう形ではなしに、普通のはがき程度、今度発行することをご予定しております郵便書簡も新しい型のはがきと同じ大きさにしたいと思っておりますが、結局はがきの区分機などにもやはりかり得るというようなこともねらいとしているわけでございますから、あまり形を変えて、操作がしにくくなるようなことでは困りますので、この規定を設けたわけであります。

○原(茂)委員　そうすると、三枚に折つてある一番こつちは切つてもいいわけだ。いいのですね。そうすると、その分だけよい中身が入る、そういうことですね。いいのですね、それは。

○長田政府委員 仰せのとおりでございます。
○原(茂)委員 それではなかなか進歩していきま
す。サービスがよくなっているほうだからいいの
ですが、その次終わりから四行目に、「但し、省
令の定めるところにより」これはきつと前の規定
なんでしよう。「年賀状として差し出された通常
葉書の料金は、四円とする。」これはサイドライ
ンが引いてありますから削除する。それが今度は
なくなっちゃっているですね。要するに年賀はが
きみたいなものはやめちゃうのだという意味で
すか。

○砂原委員長　ちよつと、参議院のほうでいま採決をやるそうですから、大臣に退席していただきたい、すぐ帰ってもらいます。

○長田政府委員 年賀はがきをやめるわけではございませんが、年賀はがきを一円安くするという

○原(茂)委員 その一円安くする制度を、どうして、何の理由でこれはやめるのでしょうか。

○長田政府委員 長い間年賀はがきと普通はがきの料金は同一でございましたのを、昭和二十六年の料金改正の際に、封書が八円から十円に、それからはがきが二円から五円にということで、はがきの値上り率が二倍半になったわけでございます。かなり上がる率が高うございますので、大部分の国民が相当数利用する年賀はがきだけは、一円でも安くしたほうがいいではないかということと、一つと、当時はまだ郵便物の量と比べまして、要員、局舎等に相当余裕がございまして、年賀はがきの量が相当ふえまして、比較的低コストで扱うことができるという事情でございましたのと、さらにはこれは事業内部の問題かどうかということとは問題でございすけれども、戦後相当荒廃した社会情勢の中で、お互いの交信をまた深め合うということも社会的にも望ましいということと、一円安い料金をきめて今日に至っているわけでございます。その後の事情を考えますと、年賀はがきの数も非常にふえてまいりまして、コストの面におきましても非常に大量に扱いますから、安いコストのようにちょっと思われますけれども、実は仮局舎を建てただけでも五億円をこえる程度にまで金がかかってまいります。アルバイトの手配なども、金の面でもその他の面でも非常に苦勞が多くなつてきて、必ずしも現在の状態からいいますと、年賀はがきはコストが安くはないということもございす。それからもう一つ、これは郵便本来の姿でありまして、内容が年賀のことばであるから安い、年賀のことばでなければ高いという点につきましては、実は通信の内容は見えないのがたてまえということからも、問題とすれば相当問題と云えるわけでございます。今回の料金改正を機会に、普通のはがきと同額にさせていただきたく、こういうふうにいいたしたわけでございます。

○原茂委員 これも、郵便料を値上げするその

代替としては、サービスが少しでもよくなるという国民の期待とはうらはらになるわけなんです。私は実は大臣にここで聞きたいという瞬間にいたったのですが、むしろお年玉つき年賀はがきばかりではなくて、通常の郵便の場合にも、世間の常識からいいまして、五千通だのあるいは三千通というふうにまとめて出すときには、そのかわり行く方向別にたばねてこいぐらいのことは言われてもけっこうですが、今度はがきは八円になるのでしたかしら、まあいい、幾らになるのか覚えていないのですが、八円なら八円、十円なら十円になる。そういう大量に出すときには、一円ぐらい下げるということを通常むしろ拡大すべきである。郵便料値上げを機会に、そういった面のサービスがなるほどできたのだという改正点というも

のは、そうあまりないのでしょ、値上げはしますよと言っておきながら。あと第何種、第何種の扱いでどうこうすればいいのだという規定がありますよ。ありますが、その規定に準じないでも、大量に出すものは、少量よりは多少でも安くできるといふほうが正しいと考えていたのに、逆に最も大量に出す。これは逆に言うと、仮テントをつくったり何かの費用がかかるから上げてもらいたいというのだが、どうもこの精神は、もつと拡大すべきときに縮小されたような感じがするのです。したがって、こういう基本的な問題ですから、あとでお考えがあるならお聞かせいただいでけっこうですが、実は時間があまりないので、皆さんもないだろうと思うのですが、この問題に関しては、もうこういうふうにきめてしまふのだというところでいろいろな計算ができておられるのかもしれませんから、いまだどうこうしろと言う考えではありませんが、この精神は逆に、大量に出す人には拡大していくべきものであって、その方向が後退した感じを受けて、どうもこれは逆じゃないかという感じを私は持っておりまうから、それだけ申し上げておきます。

次に、終わりから二行目の「郵政大臣の定める通常葉書又は往復葉書の規格及び様式を標準とし

○長田政府委員　ただいまの規定は今度の改正の中には入っておりませんので、いままでどおりのことでございますが、私製はがきのきめられております重量は二グラムから四グラムの間ということになっております。なお、張りつけますものは、一部張りつけ、シールを張るとかそのほか裏のほうに収入印紙を張るとかそういうようなことも予想しまして、一部ものを張りつけることは、

現在でもできることになっております。

○原(茂)委員　そうすると、目方さえ四グラム以内なら、シールではなくてビニールを張つてもいいわけですね。

○長田政府委員 全面に張りますことは、ただいまの制度では、自分の書いた記事を訂正するためなら認めることになっておりまして、それ以外の場合に全面にものを張りつけることは、現在の郵便規則の上ではできないことになっております。

○原(茂)委員 これは私製ですよ。私製の紙で張りつけると私は言いましたが、事實は、張りつけるのだけれども、見た目には張りつけたなんて、目に見えなければいいわけですね。—— けっこうです。これはこれからずいぶんはやりですから、そのつもりでひとつ……。

それから、「郵政大臣は、省令で別段の定をすることが出来る。」というのですが、何か別段に省令で定めをしなければいけないようなことがそのほかにあるという意味でしょうか。二行目にありますね。「郵政大臣は、省令で別段の定をすることが出来る。」何を予想して「別段の定をすることが出来る。」いま私が言ったようなことを郵政大臣に頼むと出来るようになるのか。何か別段の定めが必要なのか。

○長田政府委員 たいだいま私が申し上げましたシールを張ってもいいとか、収入印紙程度のもを張ってもいいとか、そういうようなことを省令で定められているわけでございます。

○原(茂)委員 わかりました。

それから、ちょうどまん中の二十三条の三項の二号ですか、「掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること」と第三種郵便物にあるのですが、しかし終期の予定されるものはいけないうことになるのでしょうか。要するに、「掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものである」というふうになりますと、終期が予定されるもの、三年で終わると予定される、五年で終わる、十年でこれはやめようという予定されるものはいけないうことかです。しかし何年ではあるのです。

○長田政府委員 この規定の予想しておりますのは、全集ものとか、そういうようなものを予想しておるわけでございます。ただいまの、では三年に限ったかどうかということになりますと、それが非常にきついております場合は、終期を予想しているということにならざるを得ないかと思えますが、この規定との関係もありまして、相当長いものについてあらかじめ非常に明確にするものは私もあまり接していませんが、全集ものなどはこれの中に入るわけでありませう。

○原(茂)委員 終期を予定しているものがずいぶんあるのです。しかも第三種郵便物扱いをされているものが一ぱいあるのです。ここにもおいでになる、私の知っている人、私なんかでもずいぶん

あるのですが、実はごまかしているのです。自分の腹でまわっているのです。その取り扱いをされているやつもちゃんときめているのです。いつやめるというのを……。だからこれはほんとうに「掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること」ということに、この原則をきびしく適用されますと、いじ悪くやろうと思えば、ずいぶんこれは予定しているものがあるのです。だからその例は言いませんが、あとでこそり来たら幾らでも知らしてあげますけれども、一ぱいある。実はだましているのです。そのことが現実に行なわれているのですから、「予定し得ないものであること」というような、こんなばく然とした書き方をすくらないならやめてしまいか、もっと要領のいいことばで何か言いあらわさないか、おまえらうまくいってやういふ言われたやうな気がするのです。事実ごまかしているのですから。現実には違法を犯しているのです。そういうことにならないように、しかも現実に合わせてような表現のしかたなり何かを、これも検討していただきましょうか。私がまたひまのときに懇談をしていろいろとお聞かせいただいたり、私の意見を言ってもいいですか、こういう表現のしかたが妥当であるかどうかの検討をひとつやってみて。現実には終期を予定しながら発行しているものがあります。第三種扱いをされているものがあります。これからの数多く行なわれます。したがって表現のしかたに関して検討をしていただく。

それから「第三種郵便物の料金は、重量百グラム又はその端数ごとに六円とする。但し、毎月三回以上発行する新聞紙、官報及び公報」ということになつてくるのです。この三回以上という回数にどうしてこだわるのかということですね。何の基準でこの三回ということになるのか、これがわからないうです。ただ従来そうなんだからそのとおりののだと言われたのではどうしようもないのですが、前にきめたときにあったのでし

か、何かの理論的な根拠が……。毎月三回以上発行する新聞紙、この三回以上というものが、何の基準で一体そういうことをおきめになったのかをひとつ……。

○長田政府委員 戦前は日刊紙とその他というふうな分け方でございましたが、昭和二十二年の郵便法の大改正の際に、こういうふうに変ったわけでございます。おそらく週刊誌も入り得るということを予想したのではないかとこのように考えております。

○原(茂)委員 そうすると三回以上という、三回というのに対しては科学的な根拠というものはあまりないということですね。将来これは変えることができる、二回以上にしてもらうとずいぶん助かるのです。サービスという点から言いますと、いままで四回以上だったやつを三回以上に今度下げてくれたのか知りませんが、サービスという点から言わなければ、国民の利便という点から言わなければ、そういうふうな料金をとにかく上げるのだから、上げるのにかかわるはこういうサービスがあるのだよというように言うてもいいという立場から、またそうすべきであるという立場から言っているだけで、ほかに根拠はないのです。私も根拠はないのです。ただ利用する側からいうと、毎月二回以上してくれたいはずがずいぶんサービスが拡大されたということになります。

それからこの「発行する」というのですが、発行される数量に対する制限なり規制が省令から何かであるのでしょうか。「発行人又は売さばき人から省令の定めるところにより差し出されるその一日分又は一部を内容とするものの料金は」とあるのです。これは一部第三種郵便物の料金が定められようとするその配慮の中に、発行されるものの部数の制限というものがあつたのか。

○長田政府委員 現在あまねく発売される——相当公共的なもので広く発売されるものというこの第三号を根拠にしていると思いますが、一千部以上ということを基準にして認可事務を取り扱っております。

○原(茂)委員 一千部以上というのは規定ですか、それとも省令ではつききまつているのでしょうか。

○長田政府委員 その点は、現在その事務は各郵政局でやっておりますが、各郵政局での内規と申しますかそういうようなことでやっております。その点につきましましては、実は一昨年秋の郵政審議会の近代化の答申の中にも、もう少し基準のきめ方を明確な形にすべきだというようなことがございまして、このたびの改正では省令でそれを記載することにいたそうと考えております。

○原(茂)委員 では今度は省令で何部という部数をきめようかと考えているわけですね。——これも省令ではつききまつるとなると、いま言った三回以上というのを二回以上にしてくれたほうがサービスになりますよというのと同じように、部数をきめるだけ少なくしてくれろということが、郵便料を値上げしたときに国民に対するサービスとして考えたのだということになりますから、あまり増しをしないのできるだけ下増しをするように配慮してもらいたいのです。もし省令で部数をきめるなら、少ないほうがわれわれに利益するわけですから、そういうことをおきめになるのでしたら、また省令を中心に先ほどの御発言にあったように検討なされるでしょうか、ぜひこの点は低目低目に押えていただくようお願いしたいと思います。

○森本委員 ちょっと。いまの第三種の問題についての千部以上ということについては、各郵政局ごとにやっておるのですか。もしそうであるとするならば、これは法律違反ですよ。

○長田政府委員 本省で大体考えをきめまして、各郵政局の運用の指針という形でやっております。

○森本委員 だからその千部以上ということについては、東京郵政局では五百部、松山郵政局では七百というわけではないわけであつて、これは全

国一律に千部以上という形をとっておるはずであります。ところがあなたのいまの答弁を聞いておると非常に誤解しやすい答弁になりますから、そういうことはきちんきちんと答弁していかないとあつて誤解を生じますよ。千部ということについては、全国を統一した見解として郵政省は行なつておるわけでしょう。三回以上ということとは法律にちやんとあつて、それから残りの部数その他については省令で定める、こういうことになつておるわけであつて、これを各郵政局ごとにまちまちにやるということとはあり得ないはずだ。それをはっきりしておいてください。

○長田政府委員 仰せのとおりでございます。認可事務が各郵政局に権限委譲をしておりますこととからんで、私先ほど申し上げましたが、実態は仰せのように本省が指針として示し、それを各郵政局が認可する際の内規として運用しているわけでございます。

なお、月二回以上にまで三種の範囲を広めるようにという御意見でございますが、これは実は郵政審議会の答申では、むしろ日刊的なもの——日刊紙、日刊紙に準ずるものとして週三回以上発行するものと、それから月三回以上発行するものと、それより少ないものと三段階に分けるべきだ、それで料金に差をつけるという答申がございました。この新しく改正することにつきまして、いろいろ関係のほうとも打ち合わせたりいたしました。三回というきめ手がないから二回にしろというお話のように、また三回で差をつけてしまふということも非常に決定的なきめ手というものを論議の過程で見出すことはなかなかむずかしうございまして、結局旧来どおりということで落ちついたわけでございます。

○原(茂)委員 次に二十六条へいきましよう。二十六条一項の一号の二行目に「筆書した書状を内容とするものを除く」とある。なぜ筆書したものを除くかというのが一つ。それから最近非常にプリント技術がうまくなりまして、まるで自分で書いたと同じようなプリントができるようになって

たのです。絵だつてそうです。大観の絵が、技巧画と小さく判を押してありますが、まるで遠くから見ると大観の絵と間違ふような絵を大観の技巧画として売つております。同じように、私が書きましても全く書いたと同じように全部あて名ができるのですよ。これちょっと見ますと、書いたのか印刷したのかわからぬものがありますよ。これはどこでだれが判定するのか知りませんが、その基準ですね。なぜ書いてはいけぬのか。

○長田政府委員 これは通信教育のための教材を安くするという趣旨でございまして、これが普通の個人的な信書に至るまでこの低料金を広げるものでないという趣旨を規定したわけでございます。

○原(茂)委員 そうであるなら、「筆書した書状を内容とするものを除く」とあるが、筆書してもいいじゃないかという気がするのです。これもわざわざ書いてあるけれども、そのとおりならむしろ局長がおっしゃるのとおりのことを書くほうがいいと思うのです。この「筆書した書状を内容とするものを除く」というのはそういう意味であつたら、このカッコの中はどっちもびんとしないし、誤解を招くんじゃないかという気がするのです。それはひとつ検討してもらつてけっこうです。

次に「盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物」と書いて、「盲人の福祉を増進することを目的とする施設から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの」は認可するわけですね。そこで、この料金の値上げの機会に、いま身体障害者の施設なども非常に国民的な世論でたくさんできるようになりました。こういうところへ、やはり国家的な機関ないしはまさに民間の血の出るような金を集めてこれらの人々を慰安するための本部みたいなものができ、それから通信なりいろいろな慰安のための郵便物がいくわけですね。

〔委員長退席、加藤(常)委員長代理着席〕
あるいは農協から農協の数多くの組合員に対し

て、農協のやる農民のための本来の仕事を一律に通過しようというふうなときに、第四種郵便物扱いをどうしてできないのだろうか。盲人だけに限るといふのはどういうわけですか。もうちょっとこれも幅を広げて、少しいままではサービスするということができないか、そういう質問です。

○長田政府委員 非常に気の毒な救済の手を差し伸ばさなければならぬ人はいろいろあるわけでございますが、その中で最も程度もひどいし、また区別もはっきりしやしない点字という形をとつておりまして、もう一見何の疑問もないというふうなものにつつましてこれを無料にすることは、世界各国多くの国で行なわれておるところでございます。まして、日本も三十六年の改正からそういうことになつたわけでございます。

○原(茂)委員 おっしゃることはわかるし、各国ともほとんど盲人用だけですよ、こういうことをやるのは。あれはたしか無料にしています。

そこで、いまめくらとはっきりわかつていて程度の低い気の毒な人という規定をされたんだけれども、いまの身体障害者の中には、おしでつんばでめくらで小児麻痺で、ヘレンケラーの三重苦より四重苦なんというのが一ぱいいるのですよ、重身体障害者なんというのは。その施設がいま全国にたくさんできつたわけですね。ただ盲人で、目が見えなくてもきこつとあんまさんをやって、りっぱに自分で食つていける人がずいぶんありますよ。この人もお気の毒ですが、これ以上お気の毒なのは身体障害者なんですよ。実に気の毒です。家族の一人が始終ついていなければ便所にも行けない。外にはもちろん出ていけない。盲人のほうで一人ですつて歩いて歩けますよ。もっと気の毒な人がいる。だから気の毒な、程度の低いとおっしゃるその精神をほんとうに生かしていただけるなら、もう少し拡大をすべきだ。これも大臣がいたら大臣に言いたいところだったんですが、あとでお伝えおきを願いたい。検討していただきたい。もっと拡張すべきです。私は料金値上げの

この際、サービスの拡張の対象として少し広げるべきではないかという意見ですから、あとで御検討おきをいただきたい。

それから二三ページのうしろから四行目「同一の郵便区内」という規定がここに出てきたわけですね。同一の郵便区でなければいけないことになるのですが、同一の郵便区、しかも規定をしようとする場所が京都、大阪、横浜、神戸あるいは名古屋、北九州市というふうに規定がまた重なるわけですね。私はまた拡大しろ拡大しろということを書いて恐縮ですが、もう少し広げていいのじゃないかという感じがしますので、さっきの質問と一緒に検討していただきたい。これはこれだけではないで、もう少し拡大した方がいいじゃないか、郵便料金を値上げするときに一緒にサービスしたらどうか、不公平じゃないかということも考えるわけですね。それが一つ。

それからもう一つは、これは代議士という立場に返るわけですが、われわれがこの種のものをもし出したと考えると、これはこの規定だと、これに準じてやれる地域の人にはある程度これは適用されますよ。この地域以外のところに行くと、われわれ選挙活動じゃないが、日常活動をやるときに、第五種をやるうといつたときに、不公平があるのじゃないかという感じがするわけですね。この点をちょっと教えていただきたい。

○長田政府委員 同一の郵便区は、御承知のとおり、全国の各集配郵便局が自分の集配区域を持つております。その集めるほうと配達のはうは食ひ違つているところがありまして、これは配達のはうの地域でやつていられるわけですが、その同じ配達区内、同じ郵便局の区域内にありますが、その同じ配達区は、途中の運送等の手数も省けますので、ほとんど配達だけで済むわけでありまして、二割引きにしているわけでありまして、東京とか大阪とか、そういうところの区については一般には地方の集配局よりも区域が狭いわけでございます。しかし、郵便物の量が非常に多いために、たとえば東京などでは一つの行政区の中に幾つもの

集配局などがあるところがございます。そういうところでは同一の郵便区という区切りだけではほかとのバランスがとれない、少し気の毒だということもございまして、こういう後段のきめ方をしたわけがございまして、もっとも大阪あるいは名古屋のようなところに、一郵便局の郵便区内に行政区域が二つもあるという逆なところもありますが、どちらに該当する区はこの規定の適用があるわけですから、これもひとつ検討していただきたい。

○原(茂)委員 これもいま言ったように、私の感で言いますと、何かここに不公平が起きると思わうわけですが、実際の例を知らせんから、このことは当を得ていないかもしれませんが、どうも不公平がどこかで起きる、そういう気持ちがしますから、これから次の二四ページの第二十七条の二、一行目の下から「郵便書簡及び市内特別郵便物を除く」というのが、なぜこれだけ特別郵便物を除くのでしょうかというところが一つ。それから「又は第二種郵便物(料額印面のついた郵便書簡及び公職選挙法の規定による選挙運動用の通常書簡を除く)の料金については」というのですが、なぜ一体これだけは除くのか。これはわからないから聞くだけです。

○長田政府委員 第二十七条の規定は、実は今度の改正によりまして現在の一種と五種とが統合される。その結果、全体を定形郵便物と非定形郵便物に分ける。定形郵便物については、現在の一種、二種と同じように比較的早く送達するというやり方をとっております。統合の結果、早く送達すべき郵便物の量がある程度ふえてまいりますので、大口差し出しの人たちについては、従来報償制度で協力を要請しておりましたのを、さらに安定した高額の割引ができますように法的に裏づけようという規定でございまして、そういう趣旨からいたしますと、郵便書簡及び官製はがき、料額印面のついた郵便はがきについて見ますと、せっかく区分の協力をしてくれまして、消印をしなればならぬために、一べん区分してそれぞれ

把束をしたものをまたほぐして消印をする。いわば区分の協力の実が利用者の側から見れば十分あがらない。こちら側から見ますとやはり同じようなことになるということからしまして、第二十七条の二の規定を大別別のほうの郵便物に限ろうとするものでございまして、また大量に差し出されますものも、従来の例から見ますとほとんど別のものでございまして、例が多々ございまして、そういうような観点から規定したわけがございまして、

それから市内特別郵便物は、第二十七条の二は一割までの割引でございまして、これは二割の割引をもうやっておりますために除いたわけがございまして、

公職選挙法の規定による選挙運動用の……
○原(茂)委員 それはいいです。それはわかります。一番最後の「その合計額の百分の十に相当する額をこえない範囲内において、これを減額することとができる。」これはまた省令で定めるということになるのだと思うのですが、「百分の十に相当する額をこえない範囲内」ということは、数量その他によって段階が省令で定められる、こう解釈していいのですね。

○長田政府委員 数量も若干関係いたしますが、区分の協力の程度等によりまして、あるいはまたそれと結びつきました状態で優先扱いをしなくていいとか、そういうようなことも考慮に入れます。幾段階かの割引率を適用しようというわけがございまして、これは先ほどのお話にもございまして、省令で規定することを考えております。内容も早急にお目にかけることにいたします。

○原(茂)委員 これはやはり省令が出てきてから相当検討してもらわなければいけない問題があるでしょう。それから「一郵便物の取扱量が大量であり、二」というところと、「二同一差出人から形状、重量及び取扱量が同一のものを同時に三千通以上」というところ、この二は同時にこの条件が具備されなければいけないのかどうか一つ。それから

「時期により変動する郵便局」というのは何のことか、私はしろうとでわからないから聞かしていただきたい。その次に「三千通以上」というふうなことで数字が初めて出てきたわけですが、三千通以上で幾らというなら、先ほど言ったように二千通なら幾ら、あるいはどのくらいなら幾らというふうな段階があつてしかるべきだと思ふのですが、これもあとで検討してきめられるのかどうかで

○長田政府委員 一号と二号は両方の要件を満たさなければならぬことに考えております。それから、時期により取り扱量が変動する郵便局といたすのは、郵便はどの局でも、こちらが自主的に作業量をきめるわけにまいませんので、ある程度変動するわけにございまして、特に大都會の郵便物におきましては、たとえば会社の決算期とかあるいは徴税の時期だとか、そういうようなことによりまして非常に著しい変動を起すことが多々ございまして、大都會の郵便局でなくとも、たとえばうちの名産地とか特殊なところ

で、ある時期だけ量が非常に多くなるというふうな局がございまして、そういうところにつきましては、ふだんからそれに応ずる要員を用意しておくわけにまいりませんので、そういうピークの際には、できるだけ差し出し人の協力を得まして、ほかの郵便に支障を来さないようにという趣旨でございまして、なお三千通以上に限定いたします理由は、この場合の協力は最小限府県区分程度とこちらに考えておりますので、府県区分をいたします場合に、三千通以下の量ですと、非常に多い県、少ない県等もございまして、せつなく協力してもらいましてあまり実効が上がらないわけでありまして、相当多くなりますといたしての府県に把束といいますが、十通以上くらいずつ出てきますので、あとの作業が非常にやりやすくなるというところも考えまして、三千通に押えたわけがございまして、

○原(茂)委員 およそ郵便局の業務でわれわれが困るのは、三千通というものが出てきますね。そうすると二千八百九十通のときに困っちゃうのです。惜しいなと思うが無理していろんなことをやるわけですが、これはやはり料金値上げのサービスの拡大という趣旨なんです、このところも少し省令や政令で定めることができるなら、少し段階というか、もうちょっと幅を持たせられませんかということですが、表現のしかたです。どうもちょっと少ないので困ることがずいぶんあるのです。だからこの点はもう一度掘り下げて検討する必要がありますが私は考えています。三千通と書くとか、何かそこにアローアンスを少し置いてもらいたいというように考えるわけですが、

それから次の二十六ページ、三十五条(無効な切手類)汚染し、若しくは損壊された郵便切手又は料額印面の汚染し、若しくは損壊された郵便書簡若しくは郵便書簡は、これを無効とする。」というので、ところで、たとえば切手なら切手のところ汚染されたものが無効になるのです。その汚染されたものが、出す前じゃなくポストに入れたから汚染されたようなやつはどうなるのですか。その認定がきちっとできますか。

○長田政府委員 ポストに入りましたから汚染するといふ例は非常にまれかと思つてはいるわけがございまして。郵政省の扱います範囲に入つたわけがございまして、ポストに入りましたから汚染しましたものについては、無効ということにはいたさないわけがございまして。

○原(茂)委員 多分そうだろうと思うし、あまり汚染はないだろうと思うのです。だけれども、冒頭にちょっと申し上げたように、お役人根性といいますが、一方的にかつてにきめていられるのです。が、われわれの側からいいますと、ポストに入れたから配達途中で汚染されるといふようなことだつてあるじゃないかといふことになるわけがございまして、郵便局というか、局の側というか、皆さんの側で汚染したときにはこの限りにあらずといふ、はつきり自分たちに対する自戒の条項も何か一緒にくつつけたらいいじゃないかという感じが言っているだけです。実は実例が一つだけあ

るのです。というのは、間違ひなく私のところに来るまでにとんでもない汚染をされたのがありました。一回だけですが。私の経験は、向こうからそんなことになっているのじゃないことは、その内容でわかります。

〔加藤(常)委員長代理退席、委員長着席〕

そのときにはおまえの責任じゃない。ここの責任のときはこの限りにあらずということとは、必ずこのときには出てこなければいけないのじゃないかという気がするのだから、わかんないとおっしゃるかもしれませんが、そんな必要があるならば何か書けばいいと思う。おまえ汚染したら罰金だということより、おれのほうが悪かったからそうじゃないということを書く必要がある。感じだけですから、これはひとつ検討していただきたい。

それから二十六ページのおしまいから二行目のところに、「当該郵便物が速達としたものでも、速達の取扱をしない。」と書いてある。速達で出したものが受け取り人がいないからといって返ってきた。そのときにはゆくり返してやる。速達で出すほどに急いでいるから、高いお金を出してやったわけですから。ところが善意で、きのう引越した、ついに行く先が引越した中でわからなかったといつて返されるときには、それは速達で返さない。これは不親切に通ずると思う。速達で返すのが原則であって、ただし、何々の場合には速達にしないとか、速達の取り扱いをしないと規定されると、速達で出すほど忙しい内容と、受け取り人が何かの理由でいなかったとか、渡らなかつたというときに、返すときにはのんびりと普通で返されたのではなかったものじゃない。こういうふうな文字があると何か心配になるわけです。だから速達の取り扱いをしないというのは、私は原則として速達で取り扱ふべきであるというのが一点。

その次に、「配達の際あらたに受取人に左の料金を納付させる。受取人が納付しないときは、差出人がこれを納付しなければならない。」という

ふうにあるわけですね。四十四条の規定が……。いま言った速達の取り扱いではないという、そういう考え方や、「その届出の日から一年以内に限り、これをその届出に係る住所又は居所に転送する。」四十四条の一項にそういうことが書いてあるが、受取人が納付しないときは、差出人がこれを納付しなければならぬ。」というのですが、料金を納付させようとしたが受け取り人も納付しない。差し出し人がこれを納付しようとしたのだ。が、何かの都合で納付はしない。それでも「届出の日から一年以内に限り、これをその届出に係る住所又は居所に転送する。」というふうな解釈していいのですか。ここに「納付しなければならぬ。」と書いてあるのだが、納付しないとき一方には一年以内に限り、それで「届出に係る住所又は居所に転送する。」とはっきり義務をうたつてあるわけですから。ところが次に、「左の料金を納付させる。」とある。しなかつた場合、善意でできなかった場合、この条文と前項と一体どういう関係になるのかというところがお聞きしたかったわけですね。

それから小包郵便物とか書留速達、通常郵便物に限ってこのことが規定されているようですが、どうして普通のはがきでございませうとか、普通の第一種郵便物でございませうとかいうものに関してはこの配慮をしないのか、不親切ではないかというふうな感じますので、三つに分けてお答えを願いたい。

○長田政府委員 第一のお話の、速達郵便物を転送する場合に、あて先から転送先までの間の取り扱いを速達にしないという点でございませうが、大体そういうような場合には転送にまた時間がある程度かかりますために、速達の効果があるがあらぬものではないかというところが一般的に考えられます。その場合に速達料金を必ず取って転送するということにいたしますと、目的は達しないなかつたにもかかわらず、速達料だけ取られるという結果になる場合が大部分かと考えられますので、これにつきましては速達で送るといふことにいたしてないわけですね。

それから第二点の小包や書留とした通常郵便物の転送の場合は、これは相当コストがかかります。小包につきましても、かなりコストがかかります。そこで、かかったコストを、通常郵便物程度でしたら無料で転送いたしますけれども、小包や書留のようなものは、小包については相当コストがかかります。書留については、書留にしなければならぬ事情があった郵便物ですから、これは書留にするのが当然でございませう。そういうものについては、経費も普通の郵便を転送する場合と違つてかなりかかりますので、もう一つのことにはしなければならぬと考えているわけでございます。

それからなお第三の御指摘の点でございませうが、受け取り人も差し出し人も払わなかつたらどうするかという問題でございませう。受け取り人は郵便の受領を拒否することがございませう。受け取りを拒否されれば差し出し人に当然返すことになるわけでございます。差し出し人も拒否した場合は、不能還付郵便物として郵便局で保管しまして、一定の期間たつちますと売り払う、そういうような措置をとるわけでございます。

○原茂委員 時間がたつていまして、いままでよりも時間がかかりそうな問題を次から用意しているのですが、三分の一ぐらいお聞きしているうちに時間がなくなつてきそうなんです。いまの問題に關しては私は実はもう少し突っ込んで意見を述べたい。次の機会があるかどうか知りませんが、それももう一度再検討してもらわなければいけません。

ただ一つだけ、小包郵便物、書留通常郵便物に關しては、書留の手数がかかる、小包は重たい荷物だからやはり金もかかるのだ、普通のはがきその他は無料で返すのだというところに何か矛盾を感じませんか。人間が同じように運ぶのに、軽いかたただでよろしい、しかし一人前の人間が運ぶことに間違ひがないのです。だから全部取れというのじゃないのです。そんなことを言つておこら

れちゃうから……。取れという意味じゃない、取るなという意味でもない。こんなことで規定をするなら、普通のはがきや何かを除外するのはおかしいというふうに感じますが、これもおかしくないならおかしくないで結構です。ただ私はそういうふうな思つておるので、検討してください。

それから、答弁は要りません。私が聞きたいことを全部一べんに言つておきますから――もしこの次の機会がなければ同僚の委員から質問をしていただくかもしれないし、あるいは別個に私が個人でお伺いするようにしてもいい。とにかく聞きたいことを全部言つておきます。それをあとでお答えいただくようなら、個人的でも結構です。この委員会では同僚委員からの質問にゆだねてもいいです。チャンスがあれば別途にやります。

その次にお伺いしたいのは、五十二条ですか「郵便物の還付」というところで、この条項が私にはちよつとわからないところがあるのをお聞きだけしておきますが、同じく第一項に「受取人に交付することができない郵便物は、これを差出人に還付する。この場合には、当該郵便物が速達としたものでも、速達の取扱をしない。」というの、もつと突っ込んでお伺いしたい。これはさっきのと同じ問題です。

その次に「第八十一条に規定する場合、第四十二条の規定により棄却された場合並びに前条の規定により受取人が受け取つた場合を除いて、これを差出人に還付する。」というのを聞いて、これを私に、私は、これはおこられるかもしれないが、善意に、配達人がたずねてなかつたときはどうか。善意ではない、善意に配達人がたずねてなかつたということが明瞭になつた場合どうするのか。そういうときだつてあり得るのだが、一体そういう場合どうなんだということをここで考えたわけですね。

それから二十九ページへ飛びます。二十九ページの二行目の「全部又は一部を賠償する。」という

ことがここに規定されました。この一部というのは、どこでこの一部でいいことをきめるのか。たとえば「書留の取扱においては、郵政省において、当該郵便物の引受から配達に至るまでの記録をし、若し、送達途中において当該郵便物を亡失し、又は損じた場合には、差出の際差出人から郵政省に申出のあつた損害賠償額の全部又は一部を賠償する」という、要するに差し出し人の申し出が中心である場合に、「全部又は一部」という、その一部とは何を意味するかがわからないから聞いていただけです。これをひとつ教えていただきたい。

次の行の「郵便物の内容たる物が現金である場合には、前項の損害賠償額は、その現金の額をこえない額であつて、五万円というのとは今度は十万円をこえないものでなければならぬ」ということに規定をしたわけですが、送金は何十万でもできるんじゃないかと思うのですが、この点はわからぬのですが、何十万でも一五十万とか百万とか、できるはずなんです。そのうち損害賠償額というものは「十万円をこえないものでなければならぬ」という、このことを一方的にきめていこうに思うので、これもあとで教えていただきたいことです。

それから次に損害賠償額、七行目「前二項の場合において、差出人が第一項の損害賠償額の申出をしなかつたときは、損害賠償額を三万円として申し出たものとみなす。五百円送ったときに、記録がないのですが、損害賠償額三万円という申し出があれば払うのか、ということを知りたかつたわけですが、これは、もし払うとすると、ずいぶんお伺いしたいことが出てくるのだが、ということをお私に疑問に思っておりますので、聞きたかつたわけですが、

それから二十九ページの終わりから二行目、「二万円を限度とする実損額を賠償する書留の取扱をする」というのですが、だれがどんなふうに出算するのか知りませんが、算出できるなら、何も二万円限度なんというにしないでいい

じゃないかという感じがするわけです。その限度二万円というのは、どうして一方的にきめるのか、おかしいじゃないかという意味です。

それから次のページ、第六十条の三行目「速達物の取扱は、郵政大臣の定める地域にあつては郵便物の取扱は、現在速達の配達をしていない地域、これが一体全国でどのくらいあるのか。どんなことが基準で速達の扱いをしないのか。これは実は、私たちの地元にも速達の扱いをしてくれというところがあるが、いふにいふに必要なので聞かしていただきたいのです。

それから次の三十一ページ、第六十二条、配達証明。通常は、郵便料や書留料を値上げすれば、値上げの必要がないということになるのかどうかですね。この「配達証明の取扱においては、郵政省において、当該郵便物を配達し、又は交付した事実を証明する。配達証明の取扱は、書留とする郵便物につき、これを証明するものとする。だから、配達証明というものは書留にしなければ、配達証明という取り扱ひができないから書留にするのだ」というなら、書留の料金を値上げしてあるなら、これにその上にまたなせ六十円を七十円にするというその十円を上げるのか、あるいは、十円上げるのとなれば七十円を八十円に上げるのか。書留のところでもうすてに値上げをしているのだ。それならば配達証明ができないのだから、そのときにその上にまた今回値上げになるといふその上乗せる部分の理由ですね。そんなにしないでいいんじゃないかなという感じがするものだから、それを聞きたいという意味です。内容証明も全く同じように聞きたいわけなんです。それから、代金引換の場合も同じです。

次に、六十八条。終わりから二行目の「賠償額は、左の通りとする」といふふうにあつて、「書留とした郵便物の全部を亡失したとき申出のあつた額」次の二号も申し出のあつた額と書いてあるのですが、「申出のあつた額を限度とする実

損額」というその「申出のあつた額」が幾らでもいいのかどうかという心配といふますが、疑問が起きますので、これはあとで教えていただきたいといふふうに考えたわけですが、

そこで、大臣がいま来られましたので、大臣にお伺いしたいのですが、いま各国の郵政業務というものを、よくはわかりませんが、数字をとらまえて一応見てみますと、特に郵便業務の範囲内では収支の点でいずれも赤字になっている。最近になればなるほど赤字が多くなっている、アメリカにしても何にしても。そういう中で、なぜ一体いま郵便料を値上げして赤字にならないような配慮を日本だけはやらなければいけないのか。要するに、諸外国におけるこの種の赤字をがまんしているという点も、郵政事業の公共性というふうな観点に重点を置いて、ある程度の社会保障をするというふうな精神から、この赤字に対しては赤字のままでずっと今日までできているんじゃないかという感じが私はするわけですが、わが国の場合でも、公共性という点からいって、郵便事業というものは最も大きな公共性を持った仕事だと思ふ。そういう点からいって、国家がだからこそ、公社にもあるいは何々公社にもしないで直接おやりになつていこうということも関連して、多少郵便業務による赤字があつたって、それを国の立場で補てんをしていって当然ではないかというふうにお考えを聞きたい。

それから、郵便のすべての配達が一いろいろな種類の郵便物が配達されるのですが、いろいろなことを国民の側に対しては、料金は幾らでこういうことをしたら違反だとか、こういう内容ではないかということをきめておられますが、すべての郵便物を配達する責任を負つておられる郵政の側といたして、各種郵便物に対して最大限度幾日あるいは何時間以内には配達するという責任を負うべきだと思ふのですが、全然その種の郵政側の国民に対する責任、料金は取っておきながら、うっかりするといふいふかわからない。常識で二日く

らいでいくだろうと思つておるといふ調子でわれわれもなれてきています。しかし現実には料金を取り、いろいろな規則を当てはめて、これに規則を与えるからには、国の立場で何々の種類の郵便物は幾日以内には必ずやる、それ以後におくれたときにはそれ相応の賠償なりその他をやるんだというたてまえで何かの形で打ち出さなければ不公平じゃないかというふうな考えですが、一体各種郵便物に対する配達責任、期限というものをどういうふうにかけるか、はっきりとそのことをきめて打ち出していただくべきではないかというふうにかへますが、それが二点目。

それから第三点目には、郵便の取り扱ひの時間というものが局によってみんな違つていっているところがあるのですが、料金を値上げした機会にこの取り扱ひの時間というものを私はもうちょっと幅を広げていただく。要するに、サービスというものを——大臣はいないうちに私言つたのですが、料金を値上げしたらそれにつれて何かサービスをしたかどうかというたてまえで言つていけるわけですが、いままでの取り扱ひの時間というものを多少でも広げる。これは郵政の従業員諸君に労働強化しろという意味ではない。やはり科学的、合理的に人の配分なり時間の割り振りをやつて、ふやさら人をはたして、これはもう少し取り扱ひの時間を場所によつて広げるということ、現行のままでいくのか。広げるべきだと思ふが、その御意思があるかどうかを三つ目にお聞きしたい。

その次に、改正料金全体の算出の基礎というものが科学的にきちと把握されているのかどうか。この算出の基礎に關しては私は相当時間をかけてお伺いしたかつたのですが、もう時間がないので、あとでお聞かせいたしたいです。ほんとうの基礎は、しかし、一応お持ちでしたら、改正料金というものはこういう算出の基礎があつてこれだけ上げたんだ、これにはこういうふうな原価計算ができていんだというふうなものをお聞かせをいただきたい。これは大臣から四つ目にお伺いしたい。

でお聞きいただきましたが、きょうは時間ありませんので、保留して後刻に譲りたいと思います。これで終わります。

○砂原委員長 午後二時より再開することとし、この際休憩をいたします。

午後零時五十八分休憩

午後二時二十一分開議

○砂原委員長 これより会議を開きます。

郵便法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。佐々木委員。

○佐々木(良)委員 今回の料金の改定によりまして、大体どれだけ増収があつて、それをどういうふうに使われるのか、概略の御説明をいただきたいと思ひます。

○郵務大臣 四十一年度の七月一日から値上げをいたす案でございますので、初年度においては二百八十六億、これを平年度化したとしますと三百六十四億に相なります。そしてこの中身は、何

ぶんにも八割に及ぶ人件費を持っておりますから、そうした仲裁裁定による次第に人件費の重圧もございまして、そのほかに当然見えてまいりますけれども、この機会に從來心がけておりました郵便事業の近代化、ことに送達速度の確保という点に主眼を置きまして、したがひまして、遠距離については自動車による輸送であるとか送達

であるとか、それから近距離につきましては専用自動車便の増加等もいたしまして、またごらんとおり百七十五億、前年度の五割増しの郵便局舎の改善をいたすとか、そういうような近代化をはかることにいたしております。そして一挙には各種の窓口事務の機械化、整頓等もできま

せんけれども、そうしたほうにそれぞれ向けまして、一昨年末よりだいたしてあります郵政審議会の近代化の答申にでき得る限り沿うように使つてまいる、そういう中身にいたしております。

○佐々木(良)委員 予算委員会の総括の締めくくりにお伺いをいたしましたのでありますが、この郵便

料金の改定の基本は、どうも過去の赤字、あるいはこのままでほうっておいては赤字になるからというので赤字解消を中心としてつくられたような印象を受けます。いまの郵政大臣のお話のような積極的な意味を持つならば、これから増加する収入の中で直接に新しい事業にどれほど、どういう年度に投資をされるのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○淺野政府委員 ただいま大臣から申し上げましたように、来年度におきまして二百八十六億円の増収を見込んでおりますが、そのうちで八十二億

円が事業の近代化に向かうものと考えております。八十二億円のうちの約六十億円を建設勘定として局舎の整備、新宮に回します。残りの二十二億は郵便の機械化等の近代化に使用することになる予定であります。あとは引き続き昨年度と同様赤字分、それから仲裁裁定等の人件費、それから自然増に伴う物件費、こういうことに相なっております。

○佐々木(良)委員 本来五カ年計画で郵政の収支を安定するといつたてまえであつたのが、いろいろの事情で三年間の方針を立てた、こう書いてありますけれども、もっと詳しく、新規事業に三年あたりどうどうというふうな、もうちょっとしるうとで

すからわかりやすく説明してくれませんか。

○長田政府委員 ただいま経理局長が申し上げましたように、四十一年度には局舎に五十九億、その他近代化に二十億余りを使うことになっているというところでございまして、局舎につきましては、引き続き次年度以降今後五カ年のものをもろを基礎にいたしまして建設を進めてまいる所存でござい

ますけれども、次年度以降は財投の部分がだんだんふえてまいるのではないかとこのうに考えま

す。

近代化、機械化につきましては、四十二年におきまして機械化の關係で約四十億を予定いたします。そのほか通常郵便物の航空機搭載がことしの十月からに予定されておりますのを、四十二年度は一年間全部やりますので、七億六千六百

万、郵便番号制度の経費を加えて四十二年で五十五億、四十三年度につきましては同じく機械化の關係で二十九億、航空機搭載九億余り、全体で約四十億、そういうものを近代化、機械化の關係に今後の三年間といたしますと予定しているわけでございまして。

○佐々木(良)委員 どうも私がしるうとなりに聞いた話と違ひますから、もう一ぺん具体的に伺ひたいと思ひます。

まず四十一年度で航空機關係が幾ら、機械化が幾ら、番号制度というのが幾ら、その三カ年計画をきちと出して下さい。

○長田政府委員 四十一年度では先ほど経理局長が申し上げましたところですが、その内訳を申し上げます。窓口事務の改善では、四十一年度は郵便料金計器五百十台、切手、はがきの自動発売機をそれぞれ百台、別納料金受領証作成機二十台、郵便物の計数はかり三十台、そういうようなものを窓口事務の主たるものにしております。

それから局内施設の機械化でございますが、四十年で開設を続けてまいりました自動選別機を七台、自動取りそろえ押印機を九台、小包の自動区分機を九台、そのほか、これは建設費のほうに入ります搬送設備を二局、あと書状自動押印機を六十三とか、小包輸送用に使用しますコンテナを約五百、コンテナ用のフォークリフト、自動把束機、ポーターブルコンベア、そういうようなものを機械化として考えているところでございまして。なお集配運送施設の機械化といたしましては、四十年で軽自動車四輪車二百四十三両、スクーター二百四十一両、第二種の原動機つき自転車、これは二種類、合わせて二千六百五十五両等が近代化の内容になつてゐるわけでございまして。四十二年以降は、大体それを押して上げていく計画を持ってゐるわけでございまして。

○佐々木(良)委員 それはこの値上げによる増収分でまかなわれる分という意味ですか。

○長田政府委員 一部従来の予算にも入つていた

のがありますが、これは非常に微々たるものでございまして、四十一年度の料金改正を背景とした予算案において初めて実現可能になるという意味では、やはり料金値上げの結果でできることになつたと申せるかと存じます。

○佐々木(良)委員 赤字を補てんすべき内容を持つ経費は全部で幾らですか。

○淺野政府委員 来年度の分を申し上げますが、もし料金値上げなかりせば、来年度は二百億を上回る赤字になる、かように判断いたしております。

○佐々木(良)委員 大臣、私は予算委員会でも質問しましたように、この答申書を見ましても、それからあなたのこの説明書を見ましても赤字が累積してきた。これをばつておけばなお赤字になる。だからこれを改善せんならん、こういうたてまえになつてゐるわけだ。それならばサービスの改善はほとんどできないではないかと云うたのに対して、あなたが言われたのは、航空機を使用するとか、一、二の例を言われただけなんです。私はい

まい悪い言いやしません。これは数字の問題です。正に赤字、収支のバランスを埋めるためのものと、それから収入増のために新しくこういうところに入しようという計画とを、少なくとも三カ年間、明確に出してもらいたい。

○郵務大臣 おっしゃるやうに非常に苦しい収支状況に相なりましたので、料金の値上げをお願いしておるわけでございまして。ただ収支のバランスをとると申しましても、事業でございまして。これも佐々木さんお察しのつきまするやうに、どの程度に——ほんとうに現在働いておる人間の給料と、それから現状の機械だけを維持するといふだけでは、事実事業ができてまいりません。したがひまして、幾ら押えても、幾ら節約しても、相当の新しい設備なり新しい機械を加えてまいらなければなりません。ところがその限度をどこに見るか、これによつて見方がだいぶ変わつてまいります。ただいま経理局長、郵務局長の申してありますのは、まず普通の状態で仕事を続けてまいりま

すが、その中にはやはり機械化や何かの点が入ってまいります。したがって、航空機の搭載でありますとか、五割近く相当増しました局舎の改善でありますとか、それからサービスの改善の点——私、郵便事業でつくづく感じますのは、そういう送達速度を確保するとか、機械力を導入するとか、専用の小包機をこしらえる、大型の普通局をこしらえる、こうしたことのほか、わりあいこまかい面で、速達の配達区域をもっと広げてくれとか、それから学術雑誌を優遇しろとか、たいした額じゃございませんけれども、非常災害時の小包料は免除しろ、書き損じの交換をしる、これも幾らか金額には出てまいりませんが、そういう比較的個々の方の御要求でまた取り上げなければならぬもの、そういうぐあいに分かれてまいります。そうすると勢い金額の面で申し上げますのは、そうした送達速度の確保とか、機械化とか建設だとか、こうしたことについて料金の引き上げを行ないますならば、そういう近代化ができるというのを申し上げておるわけでありまして、そういう点について、さらに資料をいたしまして用意をいたしまして、ごらんをいただくように事務のほうに準備させることにいたしました。

○佐々木(良)委員 郵政大臣、少なくともお話のように事業なんです。事業で収入の増をはかるうとするなら、役所でなくて考えてごらんなさばいい。わかり切ったことだ。このままほうっておけばこう、こう、こう。収入を今度初年度で幾ら、次年度で幾ら、次の年度で幾ら、そうするとその中で従来の体制のままでいくならばこの分が赤字補てん策に回ります、この分が残ってくるから、これを新規の事業の財源に充てますというお考えが出てこなければ、こんなもの審議のしようがない。まず資料をはっきりと出してもらって、少なくとも三カ年の中で、新しい事業——われわれはまずその中で今度増収が行なわれるように、したがって郵便料金が高くなるに従って、少なくともいまの状態のままではこの部分が改善されるとい

う認識がなければやりようがない。はっきりしたことを出して下さい。大臣、私もあつちこつちで聞いてみてよくわからぬのだけれども、せいぜい一割足らずのものしか新規の仕事には回りような財源がなさそうに思いますが、目の子でそんなところじゃないですか。

○郵務大臣 おっしゃるように見方でございますが、大体料金の引き上げをいたさない。したがって、かりに何らかの方法でつじつまを合わせるといふときと比較いたしますならば、引き上げた料金を三割は——これはちょっと目の子でございまして、改善のほうに向け得る計算で、いろいろな計画を立てております。

○佐々木(良)委員 郵政審議会の郵便事業財政の改善方策に関する答申というのがある、おそれるこれがこの値上げの根拠だろうと思っております。まず主文の中に、この料金の改正のほかに、「その他所要の財政上の措置を講ずるとともに」と書いてあるが、これは具体的に内容は何かですか。

○長田政府委員 これをちょっと読み上げてみますが、主文に「郵政省は、国民生活上不可欠の郵便サービスの確保し、その向上をはかるため、このさい適正な料金の負担について国民の協力を求める関係法令の改正措置を進め、その他所要の財政上の措置を講ずるとともに、郵便事業の合理的な運営を推進する諸施策を積極的にとりあげる必要がある」ということでございまして、現在考えられておりますのは、財政投融資原資を局舎のために確保した、そういうことであろうかと考えます。

○佐々木(良)委員 私はきちんと出せると思うのですけれどもね。お願いしておるのは、料金改定によつて三カ年計画の収支の計画を立ててもらい、それから今度は、その投融資を含めて、その他の所要の財政上の措置をこれだけやるといふ計画を立ててもらって、三年間の具体的な計画を出してください。あなた方、それなしにこの審議というようならば話はいいです。

○長田政府委員 それはつくって早急にお出し

たします。

○佐々木(良)委員 この答申の一番最後に「付言」というところがございましてね。この「付言」の一番しさいのほうをごらんいただきますと、「郵便事業の運営、改善、サービスの向上などについて、つねに国民の信頼をもちうるだけの実績をあげ、これを確保することが大事である」といふまでもない。「郵便事業財政の改善方策に関する答申」の出発点は、まず郵政当局が「郵便事業の運営、改善、サービスの向上」を行なつて、国民の信頼をもちうる実績をあげること、そしてその実績に基づいて、二、三行下に「広く国民の理解と協力を得る」といふことになつておると思ふのです。

大臣は、郵便事業の現状について、国民の信頼をもちうるだけの実績をあげておると御判断になりますか。

○郵務大臣 郵便事業は、何と申ししましても終戦を境にして非常にいろいろな意味合いで経営いたす側にはもう苦しい。それから国民に対しては非常に御不満を買ひ点も多うございまして。私は、率直に言つて、電話のほうは戦前に比べて非常に改善をされた。郵便のほうはそこまでまだ取り戻してない。そういう意味では私はまだまだ不十分な点が多うございまして。しかしながら、近ごろにおきます郵便事業の、ようやく送達速度の改善ができてまいりました現状といふのは、これにたいしますと、あるものについて三カ年の計画を持ってあります。あるものについては五カ年の計画を持ってあります。これを進めていきますならば、もちろんこれは、とにかく十一万人の従業員を持ってありますから、私は、その職場規律というものはきびしく立てられることを前提とはいはしてありますが、そういうたかちうる、また私ども自身も独占事業をいたしておるものでありますから、これについてはどうして

もそういたさなければなりません。いまの計画を物的な面で進めてまいりますと同時に人的な整え

方ができますならば、私は国民の信頼を十分ちうる事業になると信じております。

○佐々木(良)委員 いま国民の信頼をもちうる実績をあげておると御判断になりますか。

○郵務大臣 国民の皆さんから私直接伺いますところ、また私が出向いて伺いますところでも、やはり一部についての遅配等については不満は率直に承るところでございます。しかしながら料金値上げをお願いしてこういうことを言うわけじゃございませんけれども、とにかく安い料金でわりによくやれているというふうな意味合いの御批判を同時に受けております。私は率直にそういう感じで受けとめられているのではないかと思います。

ただ、おくられてくるというこの御不満を受けるところは、私はすぐその場所をいつも伺つておるのですが、ある特定の地方から特定の地方にくる場合に限つては特定の地方から特定の地方にくる分に限つておくられている事態がかなりございまして。こうした点はその地方の方にとっては非常に御不満である。それからもう一つ、折り曲げることを禁ずるというところで外国から届いたのが、家

にきたとたんに折り曲げられていて非常に残念だったというふうな、そういう扱いの点もございまして。私はそういう点がわりと素朴な御不満だろ

うと思ひます。しかしながら、やはり根本には私は機械化等ができていないために、全体的に無理な、やや前時代的な事業をやつておる。そこにどうも、働く側からも、利用なさる方からの御不満もあるのだと思ひます。しかし私は非常に日本の郵便事業について——これはさらに論じますと、世界じゅう、郵便事業というものはなかなかむずかしいものだといふ感じがいたしますし、また、日本のように、どんな山奥でも、ごく特殊の場合を除いては、そのうちまで郵便を届ける、そうした広いサービスをいたしてあります。郵便事業としては、私はそう著しく国民の御不満を現在いた

だいておるという状況ではない、こんなぐあいに考えております。

のを向上いたしますためには、やはり何と申しまして、近代的な郵便局を増設いたしますことと、要員を確保することだと思います。ことにその場合に、やはり要員の確保とともに管理の面で改めるべきものも相当ございますので、これは必ずしも予算の上でどれだけということではございませんけれども、管理に万全を期するということが出てまいります。

そのほかに住居表示の問題もありますし、それから機動車等の要員問題もございます。根本的にはやはり三カ年なり五カ年なりの計画に基づいて大型局あるいは小包の専用局というものを十分並行して進めてまいりますし、大型局とか機械化をいたしました小包の専用局だと言いますが、予算のためにおくれがちでありましたが、こうした面で比較的軌道に乗ってまいり、大きな面は確保してまいれると思います。

さらにそのほかに必要がございますれば、また

政府委員からお答えいたします。

○佐々木(良)委員 どうも精神訓話みたいな話で、ちっとも事業の話にならない。要員の増加が必要だと思いますが、要員の増加計画がきちんとなるのですか、資料があったらお出しいただきたい。

○長田政府委員 今後三年あるいは五年計画と申しますか、見通し等できておりますので、これは明白にでも提出をさせていただきます。

○佐々木(良)委員 それからいままの大臣のお話のように、私にはことがよくわかりませんけれども、機動化して自動車を引っぱったり、配達人が自転車オートバイにかえたり、そういうものの計画も具体的にあるのじゃないですか、それを全部出してもらいたい。

それから同時に、郵便局舎の何か改善しなければならぬ点が一ぱい書いてあるが、これについても、これから三年か五年で改善し得る計画を出してもらいたい。出せますか。

○長田政府委員 局舎の機械化、機動化、航空搭載等を含めて全体のものをとお出しいたします。

○佐々木(良)委員 それをはっきりと出してもらった上で、内容を吟味してまた御相談をいたしたいと思ひます。

そこで大臣にお伺いいたしますが、いまこれから出される計画で大体十分にやれるおつもりですか。いま国民の不信感を買っておるものを十分に補って、そうしてサービスが十分に改善し得る内容を持ったものですかと聞きます。

○郵務大臣 私は三年とか五年とかで完全に国民の御不満を解消するだけの物的設備ができると思ひませんが、しかしながら、これを続けていくならば、その目的に非常に近づくことができ、十分郵便に対する信頼を取り戻すことができる。またそこに目標を置いておられますことは、これから資料をお目にかけて申し上げますが、大都市近郊でありますとか、いまおっしゃったような国民の不満の好転に特に重点を置いておりますから、そういう点は解消することができると思ひます。

○佐々木(良)委員 それならば、もう少し積極的な形でサ―ビス改善計画とかいうものがどうしてわれわれに見えられないのですか。これを一貫しておるものは、従来のままやっていっても赤字が累積してうまくいきませんという思想ですよ。それとサ―ビスが、いまの国民の信頼を十分につなぎ得るような状態になるということ、これはどこからも出てきませんが、それをどうしてつないでもらえますか。

○郵務大臣 いろいろございまして、郵便事業会計というのは比較的にじんまりした会計です。したがって、これに対して、物の面でもこの程度の料金の引き上げをしていただきますならば、——もちろんぜいたくなことはできません。で、きませんけれども、必要なことだけはいったすだけの穴埋めもいたし、そして必要なことをいいたすだけの——ただこれは当委員会でも繰返し私申しておるところでございますが、結局これから物の量がふえていく傾向をとるかどうか、いまは物の量をかなりきびしく見ながらいろいろな計画を立てております。今後五カ年間ぐらいの計画で物の伸びをかなり気をつけながら見ております。しかしここで大事なことは、物の量を伸ばすこと。そういたしますと、結局またここで問題は、佐々木さんのおっしゃった国民の信頼がなければ、物の量が伸びないじゃないかという問題になってまいります。しかしながら、物の量を伸ばしていけば、比較的にじんまりしたこの郵便事業というような事業では十分両面が——収支の均衡をはかってまいりますと同時に、サ―ビスの面と申しますか、事業の改善が可能である。それだけはお目にかかる計画で、これを何年か続けていけば必ずはかれる、こういうふうな考えております。

○佐々木(良)委員 大臣、それではほんとうの腹の中を聞かせてくださいよ。はっておけば赤字が累積して処置ないから、いま値上げ方針を出されたのですか、積極的なサ―ビス改善計画を推進するためにこれを出されたのですか。

○郵務大臣 これは両方でございます。両方です。

なければ、もし処置なしだけのための値上げでして、これは率直に申し上げてもう少し小幅に抑えることはできるかもしれない。それではいつまでたっても郵便事業というものはだんだんおくれっていく一方です。それでいいけない。しかしながら、ある意味では郵便料金の引き上げをお願いする時期が少しおそかったかもしれない。かなりおくれながら——おくれながらというのとは、その郵便の配達がおくれるというのではなく、改善がおくれながら今日に至っております。したがって、いまはちょっと苦しい時期だと思ひます。苦しい時期だと思ひますから、なかなか要員をふやすという点はどうも思ひます。やらないかもしれないが、しかしそれらは徐々にやしながら、私はむしろ職場規律の確保という、精神訓話とおっしゃるかもしれないが、そうした面でも少し補っていかなければいけない問題があると思ひます。しかしながら、物の面では私はこれを計画の上に軌道に乗せることができる、それをあわせてお願いした予算になっておる、こう申していると思ひます。

○佐々木(良)委員 ですから、それであるならば、これに一貫しておるのは、収支の線が足らぬという話ばかりだから、先ほどから繰返すように、積極的なサ―ビス改善計画をくつつけて出さない。そして私は、この主文の下に書いてある「その他所要の財政上の措置」というのは、財政投融資計画の見通しをつけて、自動車は何ぼふえます、それから何とかがいうオートバイみたいなものは何ぼふえます、そういう面がきちっと出てきませんからという、そういう面がきちっと出てきた前向きな姿勢が、この料金の改定と財政上の措置とあわせてどの程度できるかというやつをはっきり出していただきたい。それをはっきり見た上でないと、ほんとうは議論のしようがないのです。これは一応留保してやめてもいいけれども、もうちょっとやりましようか。

それならば郵政大臣にあらためて聞きますけれども、今度はこれの答申内容によりますと、ほん

とうは五カ年間を前提として安定すべきだ、そして、その収支計画を立ててどうすべきだ、しかしながら、目下いろいろな政治的経済的あるいは社会的な条件があるから、とりあえず三カ年にした、こう書いてありますけれども、それならば、五カ年間を三カ年に圧縮したわけですから、三年済んだらまた料金改定を行なう、あわせてサ―ビス改善におお積極的なプ―ラスをしなければならぬじゃないかと私は思ひますが、そのことも明らかにいたしますか、これから出していただく資料では。

○郵務大臣 これは提案理由でも申し上げましたように、前に一種、二種の料金を上げていたから十五年たつております。郵便料金全体がそうでありましたけれども、そうやたらに上げることもできないものであることは、御指摘を待つまでもなくそのようだと思います。そういたしますと、この答申の出ましたときには、何と申しましても物の量を非常に低く見ながら答申はできております。そして、私どもとしては、この三カ年で一応出されたが、同時に、その三カ年というところは、国のこれからの経済の見通し等も、中期経済計画をああいぐあいに一応御破算にいたすような状態のときで、将来の見通しの問題もございします。そのような意味合いで、私どもは先ほど申し上げましたように、これからの物の増加というものを考えてまいりますと、これはお目にかかる計画でござらんただけはわかることでございますが、私は、今後一方では事業の改善をしながら、五カ年間の見通しは十分立ち得るものだというぐあいで計画を立てております。

○佐々木(良)委員 そうすると、三年目にはなお料金改定をやらねるつもりですか。つまり値上げの措置をもう一べんやらねるという前提に立つての計画ですか。

○郵務大臣 そうではございません。五年はもち得るという考え方でいろいろな計画もいたしております。

○佐々木(良)委員 そのところはもう了解し

かねるのですが、それをずっと読んで、通読だからよくわかりませんが、読んだ感じでは、本来は五カ年間で安定的計画を立てるのだが、しかしいろいろな事情でそれがしにくいから、とりあえず三年間で、こう読んだのですが、そうじゃないのですか。

○郵国務大臣 郵政審議会の答申は確かにおっしゃるようなことであります。したがって郵政審議会はその三カ年ということを考えて、それから先については何も触れておりません。しかしながら、私どもその後物の量や何かの検討をいたしまして、また同時に三カ年で郵便料金をまた上げるといような公共料金の扱い方はできません。それだから、こんなに物の量を少なく見る必要があらうか。そんなものではないと思いますが、それは機械化を急速にいたせばでございますけれども、これは今年の建設計画にいたしても、そのままをいまの郵政省の能力でいたします点ではかなり一ぱいでございます。そういたしますと、おのずからそこで事業の拡張と申しまするが近代化の面でも限度がございます。その限度を果たしながら計画を立てていく。まずすべての計画を五年というぐあいに見まして、その間は郵便料金の値上げはお願いたないでやっていく、こういう考え方でいろいろな計画を立てております。

○佐々木(良)委員　それならばだいたい読んだ感じが違うのですが、もう一ぺん繰り返すようですか、こう理解してよろしいのですね。答申には、五カ年計画で行こうと思って、それは少し値上げの幅が足らぬように見えるけれども、この答申によりますと、五カ年計画でやるべきことを三カ年でやるのだから、三年目にはもう一ぺん値上げをしなければならぬように読めるのでありますが、郵政当局で検討の結果今度の値上げで五カ年間の計画を立て得る、こう判断されて、そしてこれは収支のバランスがとれるだけではなくて、この答申書が予定しておるような積極的なサービス面もこれでやり得る、こういう判断に立っておられると理解してよろしいのでございますね。

○郡國務大臣 先ほども申しましたように、その答申をこさえた当時の前提となります物価の大幅な動向でありますとか、また今年度予算をこさえた当時のには、将来の経済動向を判断するのに非常なむづかしい時期でありました。したがって、不確定な要素というものをいろいろ持っておりました。しかしながら郵政省として、その答申をいただいて判断をいたしますときには、適正な事業計画をしながら、しかしながら三年たつてまたすぐ料金の値上げをしていただかなければ、ものが動かないというような収支の見積もりでなく計画が立つのではないか、こういう判断で計画をいたしましたのであります。

○佐々木(良)委員 わかりました。
次に、私は初めてですから原則論を伺いたいの
です。郵便料金決定の法的根拠は、郵便法一条
だけですか。
○郵国務大臣 「郵便の役務をなるべく安い料
金で、」これが料金についての法律上の、法定さ
れております基準でございます。

○佐々木(良)委員 「なるべく安い料金で」ということだけがこの郵便料金決定の法的根拠であるとするなら、これからなるべく安い料金という、安い高いというのはこれは支払い側の判断だと私は思います。「なるべく安い料金」という意味は、これは安い高いというのは払う者が高いと感じるか安いと感じるかということであらうと思います。が、こういうものがあって、料金の基準というものがどうして何にもないのですか。私はこの条文から原価主義という基準は出てこないと思いますよ。それを原価主義に持つていかれた理由はどこにあるのです。

○都郡務大臣 郵便法の現行法の読み方については、また政府委員のほうから申し上げると思います。総括原価主義と申しますか、独立採算でやっていくということとは、特別会計法的一条のほうから、はっきりとは申しておりませんけれども、出てまいると思います。ただ、これが、私は日本の現在の法律、必ずしもそれが正しいかどうか

かはわかりませんけれども、この料金のもとになりますきめ方というのは、まことにばくとしたりますきめ方をいづれもしております。電電公社の料金につきましては「合理的な料金」だということをいっております。国有鉄道では、これは「公正要当なもの」であり「原価を償うもの」といういい方をしておりますが、「合理的」でありまるとかあるわけは「安い」とか——私は、この郵便法一条は、結局安いというても収支の償わない安さというものではないのでございますから、あまねく公平に提供する役務を果たすための「安い料金」でございますから、公衆電気通信法に依つております「合理的な料金」——公衆電気通信法では「合理的な料金」で、あまねく、且つ、公平に提供する「郵便法」のほうでは、「安い料金で、あまねく、公平に提供する」、「安い」というところと「合理的」というところが違うだけでございます。ですから私は、

「安い」というても、公衆電気通信法にいう「合理的」と同じ意味合い、だから「安い」ということがあるから払うほうからできるだけ安くさえあればいいのだというのではなくて、あとの「あまねく、公平に提供する」という趣旨が達成できるだけの「安い」ですから、そうすると電電公社について確実に合理的な料金という読み方と私は同じになると 생각합니다。しかし、もしことを、さらに法律を、私は、これで目的が達しておりますのを、この際置きかえてみましても、あまり、それではきちんと何を押えるかと、もしここにさらに書くといたしますれば、公平妥当だとか、国民経済にどうであるとか、社会の発達と歩調が合うかどうか、いろいろなことばはあろうと思います。あろうと思いますが、置きかえてみても、そのためにびたりと基準の出てくるようなものではないと思います。ただし、この法律が何か少し古い時代の法律めいた表現であるという御指摘があれば、私はそのようだと思います。

○佐々木(良)委員　古い時代であろが何であろ
うが、これはいませつかく改正法が出ているのだ
から、そんなわかにくいことを言わずに、あな

たが必要だと思われたら必要な改正案をどうして出さないのでですか。原価主義なら原価主義と書いていたらいじやないか。伝統があるか何か知らぬが、「なるべく安い料金」それからいまだ大臣が言われたようなかっこうにどうしても読めません。それはあなたの読み方はなかなかじょうずかも知れぬが、私も私流の読み方があります。「料金」というのと「公平に提供」というのと並行的に書いてあるとしか読めません。そうして両方合わせて公共福祉の増進です。だから、何だかうるうるって、そういう読み方は、大臣、それは無理だ。私は、こういうところをいいたげんにしておくから、話がこんがらかって、どうにもならぬと思うのです。もしほんとうに原価主義に立とうとせられるならば、いまあなたの指摘された国鉄法のように、「原価を償うものであること」という条文をなせ入れられないのか、どうしてです。

○郡国務大臣　私は、その点は、法律を今度の立案にあたりますときに、ずっと一応検討いたしました際に、特別会計法で、「企業的に経営」をいたすということをおぼえております。企業的と申しますならば、収支が償うようにということとは私は明瞭だと思ひます。特に、そうした特別会計法と郵便法と合わせて見まして、私はこの一条——ですから、考えられることをみんな書けというものの見方もございましょう、ございましょうけれども、私はさつき申しましたように、目的ということをそう変えるような、変えてみてここに原価主義ということを書いてみたところで、一体どれだけの意味があるのだろうか。むしろ郵便法そのものの目的というのは、ここに書いてあるような、おのしやるように「安い料金」ということと「あまねく、公平に提供する」これが並んでおつて、目的を特に変える必要はないのであらう、そういう判断を私はいたしました。

○佐々木(良)委員　先ほど大臣が言われましたが、関連してお伺ひいたしますが、公衆電気通信法的一条の「合理的な料金」というのは、そうするかどうかですか。

○郡国務大臣 この「合理的」というのもあまり特別な意味はないので、おそらくその「合理的」というのは、リーズナブルな、だれが見ても納得のできる料金だということでありまして、「合理的」ということにそれほど意味を含めていたとは思いません。

○佐々木(良)委員 電気通信法の料金のたてまえと郵便法の料金のたてまえとどう違うのですか。

○郡国務大臣 私は別にそこには変わりはないと思います。ただ、変わりはないと申しまして、事業の内容というのは別でありまして、料金のきめ方としては私はここには変わりはないと思います。

○佐々木(良)委員 それは私はおかしいと思います。「合理的」というのは、料金のたてまえを合理的にせよということ、文字どおり読めばそういうことです。それから、安い高いというのは、一般福祉に通ずる意味のなるべく安い料金ということで、原価主義というたてまえは出てこない。もしそれがはつきりしておるのなら――今度は「郵便事業近代化に関する答申」というので、料金決定の基準の明確化、これは「明確にする必要がある」と書いてあるじゃないですか、答申しているじゃないですか。明確になっているのだったら答申する必要はない。大臣も法律書生の一代を過ごされたと思いますけれども、私はこのごろ一番痛感していることは、裏の裏から読まなければならぬような法律はつくらぬほうがよろしい。私は立法者でありますから、したがって国民にわかるような法律をつくるべきだ、こう考えるのです。なるべく安いようにといえ、国民は安いというふうにししか読みません。その中から、郵便事業がどういうふうに営まなければならないか、原価がどれだけかかっておるから、原価部分だけは払わなければならない、こういう読み方は私はいらないと思うのです。この不備は認められますか。

○郡国務大臣 私は、郵便法が国鉄のように――特に国鉄を見ますと「公正妥当」とか「産業の発達」とか「原価だとか」、「賃金及び物価」こうした点を並べております。それに比べますと、確かに郵便法でいおうとするとところは、私はそれが独立採算を否定するとは思いません、否定するとは思いませんけれども、郵便というわりには素朴な事業であるから、なるべく安いことが要請されるのだ、これは率直にいうておるのだと思います。しかし、だからといって、今度は特別会計が「企業的に経営」として書いてあるが、採算がとれなくてもいいのだぞというぐあいには、その郵便会計全体がなっていることにはないと思います。しかし私は、率直にいうて、なるべく安く書いてあることを置きかえるという必要はともない、こういうぐあいに考えます。

○佐々木(良)委員 くだいようですけれども、この条文で大臣は原価主義ということをはんとくに読み取れますか。そんなことどこに書いてあるのだ。この条文だけから原価主義ということを読み取らなければならぬということなら何べんでも解釈論をやりましょう。私はわかりません。

○郡国務大臣 先ほど申しましたような特別会計法的一条に「企業的に経営」と書いてございまして、そういう表現、これははかに、企業的にというたら、償われない企業的にということにはどうにも読めないと思います。私は特別会計法的一条から出てきている、こう思います。ただし料金のことは、「安い」と書いてある、全体が企業的にまかなえればそれでいいのだという議論はあります。あり得ると私は思います。思いますけれども、郵便事業特別会計法と郵便法と照らし合わせてみて、その会計自体が全体企業的に営まれ得るということであれば、その限度においてできるだけ安くする、これは私は矛盾しないで読めることだと思えます。

○佐々木(良)委員 特別会計の原則は、独立会計の原則だと思えます。独立会計とそれから原価主義会計と私は違ふと思う。特別会計が全部原価主義に基づくものでしょうか。一般会計からそこには入り込んだらいいけませんか。

○郡国務大臣 それはまた議論になってまいりますが、私は、およそ特別会計といえはその会計が独立している、独立した会計であるということ、はもうことばを用いずに特別会計を設ければ独立した会計である、これはもう間違いないと思えます。

○佐々木(良)委員 特別会計に一般会計からほうり込んだらぐあいが悪いのですか。

○郡国務大臣 一向そういうことはございせん。「企業的に経営し」と書いてある、それを読めば企業的に成り立たなければいかにぬということを入れていけるのでありまして、一般会計から繰り入れていかぬということとはどこからも出てまいりません。

○佐々木(良)委員 収入のものは一般会計から繰り入れられるということ、国民から直接取らなければならぬという原価主義と、それはおかしくないですか、いまの議論は。

○郡国務大臣 私が特別会計を一条で申ししていますのは、企業的に経営するといふたら、それが一般会計からいづれも持ち込んでくることを考えているとは読めないじゃないかということをし上げてゐるのです。

○佐々木(良)委員 一条の条文によってその収入のほとんどすべてを料金によって取らなければならぬと読めますかと言ふのです。国民からの直接料金によって取らなければならぬと読めますかと言ふのです。料金をきめる根拠は、料金をどれくらいの大きさで取るかという意味を、あなたはいまの原価主義的な考え方というのでしょう。原価というものは、その収入の大部分を料金によって取らなければならぬと書いてある、そういう意味だろうと思ふのです。一般会計から補えるなら補うたていいじゃないですか。その内容がどうしてこの条文から読めるのですか。

○郡国務大臣 何べんでも申し上げようでございしますが、企業的に経営して健全に発達していけるということをしていけるのです。企業的に経営するといふたらしよつちゅう一般会計から繰り入れて

ていたら、借り入れていたら企業的な経営とはいえない、こういうことだと思ふんでございしますね。そうすると今度は、この会計にもし料金以外で入れます収入があって、非常に財産でもあって、そしてできるなら企業的と申せましよう。しかしそれが以上は、企業的といえ、料金が収支をまかなっていかぬことになつてまいります。そして一方郵便法の中では、これはただ料金はなるべく安く、このなるべく安くというのは、私は電電の合理的というのとそれは違わないのではないかと申しますのは、郵便事業というわりには素朴な事業なんだから、国民になるべく安い料金――それは電電の場合にはあつた事業は非常に大きな事業をいたしております。建設投資もありませんから、これを安いというあらわし方はできませんでしよう。しかしながら言おうとすると、これは、安いと申しますか、必要にして最小限度のものしか利用者からはちやうだいいたさないという思想を料金面には出してゐる。その点においては考え方に変わりはない、こう考えております。

○佐々木(良)委員 それならどうして「なるべく安い」のです。なるべく安い料金というのは、どうしてそういうことになるのですか。

○郡国務大臣 これはもう私は、ただ安いというのじゃことばにならぬと思ふんでございしますね。その事業をやっている、なるべく安く、なるべくということばがあるから法律になるので、ただ安いということばをこの目的に置くことは、私は無理だと思ひます。

○佐々木(良)委員 安い高いじゃなくて、あなたの議論によれば、必要な経費を料金でまかなえというふうにししか読めないじゃないですか。高い安いの主観というのとはどこから出てくる。収支を原価主義によつてまかなえと読むならば、安い高いの主観はどこから出てくる。関係ないじゃないですか。

○郡国務大臣 必要にして最小限度の費用をちやうだいするということ、私はそれを今度は「な

るべく安い」という書き方をしてもそれがそう——それはますますと書けば、それは必要にして十分という、そういう法律上のあらわし方はあまりないと思ひますけれども、置きかえてももつと違ひたいことばがあるかと思ひます。しかし私は「なるべく安い」ということばでも、いま言ったような意味合いでの動かし方をするよりしかたがないじやないだらうかと思ひます。

○佐々木(良)委員 大臣、あまり牽強附会な解釈をかつてにされたら困る。これは法律だから。したがってこの安い料金という意味は、これまでの慣例その他から、この根拠はしかたがないからこの条文に求めているが、しかしながら原価主義に基づく料金を立てたいという方針でできるとか——その原価主義と企業とは直接結びつくものではない。私はこの条文から原価主義が直ちにでてくるという解釈を固執される限り、これを改正しなればならぬと思ふ。それなら先に進めません。もう一ぺん相談し直しましうか。これは委員長、やつてもいいけれども、あまりひどいぞ。

○郡国務大臣 それじゃいまの点この現行法を立案したとき、それからいままでこれを維持してまいりました経過、これをひとつ事務当局から一応お聞き取りを願う——それで御納得いただきたいというわけじやないのです、お聞き取りをいただきたい。

○長田政府委員 郵便法の第一条「なるべく安い料金で、」というものを改正するかどうかということと事務当局として一応検討したわけでございます。一昨年の十一月に料金決定の基準、郵政審議会からの答申の中に料金決定の基準ということなどもうたわれておりまして、基準を明確にする必要があるということがいわれておりましたので、第一条のその部分を改正するかどうか検討いたしましたわけでありまして。仰せのように第一条のその字句それ自体からいろいろの意味が出てくるかどうかということについては問題はあらうかと思ひますが、特別会計法の規定あるいはまた郵便

事業というものが、その経費を、たとえば道路とか学校のように全国民に割り掛けるのが妥当なのか、あるいは利用者のグループというものに割り掛けるのが妥当なのかということとか、あるいは特別会計法の規定の企業性の問題とか、そういうことをからみ合わせまして、ただいま大臣がお答え申し上げましたような解釈にまかなうというふうな考えをいたしました点と、それからもう一つは、この「なるべく安い」という部分を改正したいして、何か書くとしたら、合理的とか原価を確保し得るとか、いろいろな表現になるかと思ひますが、私ども公共料金の値上げが非常に大きな問題になつておりますので、いまの時期に、特別会計法を総合し、あるいは本来の郵便事業の性質等を考へて、まあば利用者のグループがその費用をまかなうということになつてもおもしろい、またそうも読めると思ひますが、この機会にあつて変更をしますことは、何かこうなるべく安いということと反対の方向にいくという印象を世間に与えるおそれもあるのじやないか、誤解を与えざるおそれもあるのじやないかということからしまして、あえてこの条文に手を触れず大臣にも格別お伺ひもせずに進んだような次第でございます。

○佐々木(良)委員 郵便法の中の料金関係に、これは具体的に何にすると出せるというふうになつてゐるから私はほんとうに救われてゐると思ふのですよ、条文のたてまは、今度改正する中できちんと数字が書いてあるでしよう。そこから国民に義務も発生する。それで私は救われてゐると思ふ。しかしながらいまこの法律改正によつて国民に課せようとする義務内容とそれからこの郵便会計が収支とんとんでなければならぬということとは、私は別問題だと思ふのです。特別会計法の規定から収入の原価主義というものが当然に出てくるという考え方は、ちょっとこれは飛躍でないでしょうか。関係ないと思ふんだが。私はこれは新しく別に条文を起して、今度から何とどう書くのですから、国民の義務はこの条文から発生するのだから、それはそれなりに読んだらいいと

私は思ふ。しかしその義務は幾らか妥当かという基準を出すのに「なるべく安い料金」というのは、私は読んで字のごとく安い料金、なるべく国民に負担をかけない料金、こう読めばいいのであつて、別にここから原価主義といふのは出てこぬというように思ふのですが、違ひますか。

○淺野政府委員 おことばと若干当たらないかも知存じませんが、特別会計法を設けたいとしたのは、おっしゃいましたように、一般会計と分かつ場合もございまして、それから企業的に収支を考へてまかなつていく場合の特別会計もございまして、私どもの郵政事業特別会計は、先ほど大臣が申し上げましたように、企業的に経営の健全な発達に資するため特別会計を設置する。そしてまづこと、それから六条で原価計算をやつていくようにする。それから足りない場合には借入れを金をやつていく。一般会計から繰り入れるとか、そういうことはこの法律上は考えていない。あくまで独立採算で運営してやつていくなり、公債を発行して、それから利益金が出た場合には積み立てていく。こういうた会計自身から見てもみますと、やはり独立採算をたてまゐいたしております。したがって、郵便法との関係におきましては、明確な表現ではございせんが、ここにあらわれております二十四年にこの法律をおきめいただいた背後におきまして、やはり原価主義的に事業は経営さるべきである、こういうふうに私も思つております。

○佐々木(良)委員 原価主義的に事業が経営さるべきであるという考え方を私は否定してゐるんじゃないのです。これは立法を相談してゐるのです。よろしいか、あなたのは郵便事業を運営、経営せんなんと思つてゐるからそこばかりが焦点になつてゐるのです。私のほうはこの法律を改正して、この法律をしるうとが読んでもあそりかといつて国民が納得して、料金を払うようにせんならん。その立法作業を行なつてゐるのです。この審議は、したがって、あなたの言わんとされるところはわかるけれども、私は立法技術

上まずいではないか、こう言つてゐるのです。それから、たてまゐとしても独立採算というたてまゐと原価主義というたてまゐはイコールじやないです。独立採算というのは収支がとんとんということ。バランスをとるといふことだ。それから原価主義に基づく収入という場合は、収入だけをとつて原価主義をとつていこう、こういうたてまゐです。これは話は別です。独立採算を健全化するために、原価主義のたてまゐをとつてやるのが健全であるという考え方は成立すると思ふのです。その成立した考え方に基づいて、従来なるべく原価主義的な考え方に基づいて郵便料金をきめようという方針がとられてきたんだらうと思ふのです。それはそれだけのことだと思ふ。しかしながらここに規定してゐるようになるべく安い料金というものは、通常ですら原価主義は出てこない。もし一般会計にでもうんと余裕があれば、ほかのことでもしなげなるべくならば安い料金でやる、このままの解釈のしかただと思ふのです。この問題はこの問題で一応留保しておきましょう。

もう一つだけ問題を出しておきましょう。第一の問題で、郵政大臣、私は積極面のサービス改善が含まれてゐる計画を出すべしということをお願ひいたしました。その積極面のサービス改善の計画はあらためて提案をしてもらつて、その内容を十分私も審議をいたしたいと思ひます。これと関連して大臣は、先ほど人力に依存することの非常に高い事業だから、人事管理の面が非常に大事だということを言われましたが、人事管理の面で特別なお考えがあるのですか。

○郡国務大臣 私、人事管理の面で、特に中間の管理者に対していつも訴えておりますことは、中間管理者がもつと積極的、またある意味ではなるほど団交のような場合には必要なことをいたしますけれども、平素比較的むずかしいことに触れていかないうような態度があらはれないだらうか。私はこの中間管理者の態度というものをまづもつてもう少し積極的、もう少し勇氣のある態度で

職場に臨んでもらいたい。そして職場全体の規律というものを一方では全従業員に期待しなければならぬことであるが、特に管理者、そして直接現場の仕事に当たっている中間管理者、これに強い態度、しっかりした正しい態度を期待している、こういう一つの方針を立てて事柄に当たって、おそれないで同時に、その中の職場の規律全体というものとよりこうした仕事を近代化していくためには、先ほども申しました遅欠配の問題にも関係している部分がございます。特定の場所にもそういうことが起こっております。そういうことについては、もっとはっきりした信賞必罰と申しますか、そうした行き方をしたいかなければいけないと思っております。

○佐々木(良)委員 間接になるかと思いますが、関連して伺いたします。

いま春闘が盛り上がりだしてあります。全通及び全郵政のおの要求を掲げて、交渉に入ろうとしておる重大な段階だろと思ひます。人事管理の一番基本になると思ひますが、これに対する対処、方針をお伺いしたい。

○郡国務大臣 特にたいだいまのような郵政事業の非常に苦しい、また現に料金の値上げをお願いしております時期でありますから、その実情をつぶさに組合の幹部の方にもお訴えをいたして、そしてわれわれの職場では、私どものほうにしても筋が通る、相手方にも筋の通った話を十分練らうじゃないかというふうなものが現状でございます。接触をいたしておるというのが現状でございます。

○佐々木(良)委員 これも精神論はけっこうであると思ひますが、現実に従来から例の当事者能力の問題が出て、おそれる郵政大臣の勤く余地はほとんどなかろうかと私は思うのですが、現下の法制上のためえで、あなたの善処し得る条件がございますか。

○郡国務大臣 当事者能力の問題も一つの大きな問題であり、審議会にも現在一つの大きな問題として出されておりますが、私自身は最後の判断をいたしますときにいろいろ——ことに現在の

郵政事業を扱っておりますとむずかしい問題がございます。したがって、当事者能力があるという判断を持ちながら、かなり窮屈なものであることは事実でございます。事実でございますけれども、私は組合との間に、両組合の間とも去年の暮れもそこまでございました。今度の春闘に際しまして、もうどこまでも話し合ひでいき得る。必ずしも法律的な窮屈さというものを感ぜず話し合ひを進めていける状態でございます。

○佐々木(良)委員 苦しい答弁だし、有能なる管理者の答弁でけっこうだと思ひますけれども、私は現実にはいまストライキの問題を組上へのせよと思ひておるのじゃないのです。料金値上げと関連をいたしまして、本格的に国民の信頼にこたえるようなサービス能力を持つ郵政事業を一日も早く建設すべきであるという観点に立つて議論を進めておるわけですが、したがってその物の問題につきましても、先ほど来お話がありましたように、あしたでもいまだきまして、局舎がどれだけであるか、それで大丈夫であるか、十分であるか。足りないところはどうかというところかという検討が実際問題としてできるのです。この人力に依存することのこれほど高い事業はないのかかわらず、この問題について郵政大臣がいまの法制下において十分自分でやれるという判断を立てられたのでは、ほんとうは私は信頼できない。十分やれると言われたってやれやせぬにきまつていられる、その矛盾をはつきりと郵政大臣自身が内閣にぶつけられる気魄でなければ、私は、本格的な人事管理面にも打開はできないという気がしてならないのです。私は、事実上、これまで仲裁裁定でやった経過から見、それから論ぜられておるところのいまの財政法上のためえ、それから予算の拘束、その近所から見、ほとんどやれる範囲というのはいないではないか、何をやろうとされて

裂を予想した戦いにならざるを得ないと思ひます。そこからは、事業をほんとうに協同的に管理していこうという基本的な考え方は私は生まれてこないと思ひます。重ねて御所見を承りたいと思ひます。

○郡国務大臣 最終的には仲裁裁定に持ち込まれる、その意味合ひで当事者能力に欠けているのじゃないかと言われれば、私はそれはおっしゃるのとおりだと思ひます。しかしながら給与総額等の制約がございまして、一般的に団体交渉を私が自主的に進めまことに何らの制約も受けておられないのであります。そのような意味合ひで、交渉をいたしますことに私は十分な意味合ひがあると考へております。しかしそれ以上に今度は、法律上の問題でこれをどう扱っていくかということ、私は現在の公務員制度審議会が十分考へなければいけない問題だと思ひます。思っておりますけれども、私は去年の暮れの場合と同じように、このたびの場合についても、一般的に団体交渉を自主的な判断で制約なしに進めていく、そうすることによって、私は現在の限度においてなすべき仕事が多分できるものだ、こう考へております。

○佐々木(良)委員 とめようと思つても、大臣、理屈でいられるものだから、正直言つて、こつちも理屈でいられるを得なくなる。団体交渉ということ、団体交渉によつてあなたがこれだけ賃金を上げようと思つたならば、その協定が結ばれることを意味する。したがって結ばうと思つても、予算上の制約があつてできないならば、事実上できないということじゃないですか。しょうがないじゃないですか。団体交渉を形式的にできるというところ、あなたが賃上げなら賃上げをしようと思つてそのままでできるということは別じゃないですか。

○郡国務大臣 当然給与総額というものの制約を受けております。そのような意味合ひでは確かに制約のある状態、したがって、先ほど申しましたように、このままで必ずしもいいものだとは思ひ

ません。思ひませんし、いつも最後の解決は仲裁裁定にいつておる。しかし、今度は法律の問題を離れまして、実際に誠意をもつていろいろな話し合ひをいたす段階に現在きておりますから、そういう態度で事柄を続けておるということでございます。

○佐々木(良)委員 団体交渉はいかにできることは間違ひございませんけれども、予算上資金上不可能な支出については、これは約束をして支出をしてはならないという条件がある。そしていまもめておるのは、そういう大臣のでき得る範囲内ではほとんど話がうまくいかないと、基本的な問題が明確に私は残つておると思ひます。この問題は、何ぼやりましてもいま切りがないことでありまして、私はただ繰り返して申し上げなければいけません。これは普通の状態ではなくて、いま自主的な事業として、先ほどのように営まれようとし、国民の信頼をつながれようとするならば、ここに基本的な問題があるということをはつきりと承知されて、やはり関係において、事務当局ではなしに、これはあくまでも国務大臣として対処せられんことを私は要望するわけでありまして、いろいろ御質問申し上げたいこともあり、申し上げたのでありますけれども、正直な話、私は今日の質問におきましては、私の疑問の大きな部分が解明されずに残つたことはなほ遺憾に存じます。第一回の第一の、その積極的なサービス面の問題にいたしまして、それから二つ目の条文整備の、言うなれば料金の基準の問題にいたしまして、それから人事管理の基本がほんとうにあり得るのかどうかという問題にいたしまして、私はあくまでもこれは法制上の不備と、それからいろいろな矛盾を持った内容が解明されないわけでありまして、したがって、せっかく郵便法の改正がここに提案されておるから、これはただ単に情性的に料金を上げるというだけではなく、ここはひとつお互いに矛盾をはつきりとつき出して、これから本格的な国民の信頼をつな

ぎ得るような郵政事業を導き出すように、これは
与野党力を出してやりさえすればいいわけであり
ますから、そういう形に今後なお審議を進めてい
ただきたいことを特に希望を付しまして、本日は
この程度で終わりたいと思います。ありがとうございます。

○砂原委員長 次会は、明三十日午前十時より理
事会、理事会終了後直ちに委員会を開会すること
とし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十六分散会

昭和四十一年四月四日印刷

昭和四十一年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局